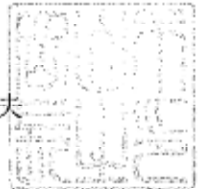


岡 行 第 3 6 5 号
平成 2 8 年 1 1 月 2 2 日

岡山市監査委員 様

岡山市長 大 森 雅 夫



包括外部監査結果に係る措置状況について（通知）

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 38 第 6 項に基づき、下記の包括外部監査の結果に対し措置を講じたので、別紙のとおり通知します。

	記
（措置対象の監査）	
・平成 16 年度包括外部監査	6 項目
・平成 17 年度包括外部監査	1 項目
・平成 21 年度包括外部監査	2 項目
・平成 23 年度包括外部監査	10 項目
・平成 25 年度包括外部監査	6 項目
・平成 26 年度包括外部監査	14 項目
・平成 27 年度包括外部監査	164 項目

以上

平成16年度包括外部監査結果に対する措置通知

平成28年9月30日現在で改善措置を講じた事項

番号	所管課	項目	指摘等内容	措置内容
1	こども福祉課	貸付金 母子寡婦福祉資金貸付金	機動的な債権回収を可能とするため、本貸付金の訴訟提起等を市長の専決処分とする旨の改正の議決を行うべきである。	債権管理条例の制定に伴い、1件500万円以下の債権の回収に係る訴えの提起、和解及び調停に関することが、平成28年4月1日から市長の専決処分事項の指定に加えられた。
2	高齢者福祉課	貸付金 高齢者住宅整備資金貸付金	機動的な債権回収を可能にするため、本貸付金の訴訟提起等を市長の専決処分とする旨の改正の議決を行うべきである。	債権管理条例の制定に伴い、1件500万円以下の債権の回収に係る訴えの提起、和解及び調停に関することが、平成28年4月1日から市長の専決処分事項の指定に加えられた。
3	高齢者福祉課	貸付金 高齢者住宅整備資金貸付金	早急に法的手続きを採り、消滅時効が援用された債権については、不納欠損処理を行い、残債権については、債権回収会社へ売却することを検討して、本貸付制度の精算を早期に実現すべきである。	高齢者住宅整備資金貸付金については平成7年度に貸付が終了しており、滞納者の死亡や生活困窮等が原因による未納が相当期間続いている状況である。 未納債権については、債権管理条例に基づき、適正な債権管理を行うため、不納欠損や債権放棄等の処理を開始することとした。
4	障害福祉課	貸付金 障害者住宅整備資金貸付金	機動的な債権回収を可能にするため、本貸付金の訴訟提起等を市長の専決処分とする旨の改正の議決を行うべきである。	債権管理条例の制定に伴い、1件500万円以下の債権の回収に係る訴えの提起、和解及び調停に関することが、平成28年4月1日から市長の専決処分事項の指定に加えられた。
5	障害福祉課	貸付金 障害者住宅整備資金貸付金	早急に法的手続きを採り、消滅時効が援用された債権については、不納欠損処理を行い、残債権については、債権回収会社へ売却することを検討して、本貸付制度の精算を早期に実現すべきである。	障害者住宅整備資金貸付金については、滞納者の死亡や生活困窮等の理由により相当期間未納が続いている状況である。催告書を送付するなど債権回収に向けた手続きを行うとともに、債権管理条例の制定を踏まえ、ケースごとの事情に応じ不能欠損処理が可能なものについては不納欠損処理を行う等、より適正な債権の管理を図っていくこととした。
6	貸付金担当課 共通	貸付金 結論	福祉目的の貸付金については、その目的と債権回収が相容れない性格があることを踏まえ、制度を効率的に運用して行く責任が行政にはあると考える。 監査の対象は「氷山の一角」にすぎないが、行政の貸付金には債権回収が困難な面が生じやすいこと、回収業務に多大な人件費コストがかかるという根本的な問題があることにかんがみ、岡山市は部局の枠を超えた債権の一元的かつ効率的な管理を検討すべきである。	債権管理の適正化を図り、市民負担の公平の確保及び円滑な行財政運営に資することを目的とする債権管理条例を、平成28年3月に制定した。また、債権管理に関する全庁的なマニュアルを、平成28年度に作成し、各債権の回収・放棄等の処理を、より適正かつ効果的・効率的に行うことができるように処理基準を示した。

平成17年度包括外部監査結果に対する措置通知

平成28年9月30日現在で改善措置を講じた事項

番号	所管課	項目	指摘等内容	措置内容
1	営業課	貸付金の不納欠損処理 (水洗便所改造資金貸付)	債務者の時効援用意思を確認するとか、債権放棄したうえで不納欠損処理する必要がある。また、死亡や所在不明等で債権回収交渉ができないものについても債権放棄により不納欠損する必要がある。	水洗便所改造資金貸付金については平成15年度に貸付が終了しており、滞納者の大半が死亡や生活困窮等の理由により相当期間未納が続いている状況である。 このため債権管理条例に基づき、不納欠損が可能な案件については平成28年度に処理を行う等、より適正な債権管理を行うこととした。

平成21年度包括外部監査結果に対する措置通知

平成28年9月30日現在で改善措置を講じた事項

番号	所管課	団体名	指摘等内容	措置内容
1	産業振興・雇用推進課	(一財)岡山市勤労者サポートプラザ	<p>(4) 自立化計画 各自立化計画は、会員数見込みと収入見込みに大きな差異があるにもかかわらず、収入減に対応して事業費と管理費が減少して、結果的には、①補助金の平成22年度以降の段階的削減、②平成27年度における自立化というスキームは維持されたままであるが、事業費、管理費の削減の実現可能性が不明確である。 そもそも、会員数見込みとそれに連動した収入見込みに大きな差異があるのに、自立化のスキームが変わらないというのでは、数値見込みに信頼性は乏しいと言わざるを得ない。</p>	<p>サポートプラザ事業補助は、市内中小企業の魅力を高め、人材確保及び従業員定着の支援に資するものとして、岡山市地方創生総合戦略事業として位置付けられている。自立化計画については、実績と将来予測に基づき、随時見直しを行ってきた。平成27年度までの総括的な評価としては、会員加入促進事業を継続し会員増に努め、市補助金を削減するなど、自立化を目指した経営ができたと考える。今後も健全で効率的な経営に向けて計画性をもって業務に当たることとしている。</p>
2	高齢者福祉課	(財)岡山市シルバー人材センター	<p>(1) 組織 職員配置については、事務部門の本部事務局(事務局長がいる。)と作業部門の富田事務所(事務次長がいる。)が分離しているのは、統制上又は事務処理の円滑の観点からは望ましくない。 事務局本部を富田事務所へ移して組織と職員の一体化を図るべきである。</p>	<p>業務の円滑な遂行及び統制体制の強化を図るため、事務局次長を本部事務局勤務として管理部門を集中させるとともに、これまで13支部あった組織を市の行政区に対応した4支部に再編するなど大胆な組織改革を行った。 一方で、高齢化が進む中、市では同センターの機能向上に向けてこれまで以上の積極的な支援、連携を図ることとしており、また同センターの収益のうち、約3割が岡山市からの事業であるため、その実施に当たっては平素から市当局との連絡を密に行う必要があるという側面がある。それに加えて、市では平成27年度から「生涯現役応援センター」を開設し、高齢者の就労や社会参加促進を支援しているところであり、事業実施にあたっては同センターとの連携が一層欠かせないものとなっているため、事務局本部が現在のまま市庁舎内にあることによる優位性が高まっている状況にある。 現時点においては、市と同センターとの連携も重視して事務局の移転・統合は行わず、強化した統制機能を維持しながら、事業実施の効率化を図ることとする。なお、今後も社会情勢の変化等に応じて、事業運営の適正化・効率化のための見直しは継続的に行っていくこととする。</p>

平成23年度包括外部監査結果に対する措置通知

平成28年9月30日現在で改善措置を講じた事項

番号	所管課	項目	指摘等内容	措置内容
1	人権推進課	住宅新築資金等貸付金	(7)債権管理条例の整備について <p>住宅新築資金等貸付金を含む岡山市全体の私債権については、一定の要件を満たせば放棄できることとする債権管理条例が制定されておらず、債務者が時効の援用を主張した債権以外については、地方自治法施行令第171条の7に規定する要件に該当する場合には免除するか、地方自治法第96条第1項第10号に基づき議会の議決を得て権利放棄するのが現状であり、機動的に実施することができないことも要因の一つである。</p> <p>税金を使用して貸付等を実施していることから回収努力を怠り、簡単に不納欠損処理等を実施することは税金の無駄遣いとも受け取られる可能性がある。しかし、例えば債務者が死亡し、保証人とも連絡が取れない等明らかに回収が困難になっている債権についてまで不納欠損処理を行う際に議会の議決により債権放棄が必要とすれば、事務作業が非効率であるといえる。そこで、住宅新築資金等貸付金を含む岡山市の私債権の管理方法について条例化し、効率的かつ効果的に債権を管理・回収できるようにすることが望ましい。</p>	債権管理の適正化を図り、市民負担の公平の確保及び円滑な行財政運営に資することを目的とする債権管理条例を、平成28年3月に制定した。また、債権管理に関する全庁的なマニュアルを、平成28年度に作成し、各債権の回収・放棄等の処理を、より適正かつ効果的・効率的に行うことができるように処理基準を示した。
2	人権推進課	生活改善資金	(2)不納欠損処理について <p>生活改善資金貸付制度における貸付は、私法上の債権として、消滅時効を10年と考えているが、過去に不納欠損処理した実績はない。</p> <p>昭和38年度に生活改善資金の貸付が開始されて以降、平成7年度末の貸付廃止を経て、相当長い年月が経過しており、借受人及び連帯保証人の状況は大きく変化している。</p> <p>平成22年度の滞納繰越分における借受人は、死亡101人、居所不明19人、破産38人であり、その中には借受人の相続人が相続放棄しているケースがある。借受人の相続人が相続放棄しており、連帯保証人及びその相続人が、死亡又は居所不明や資力又は財産が乏しく回収が全く見込めない場合には、不納欠損処理を検討することが望ましい。</p> <p>また、過去に一度も収納実績のない貸付が、15,520,000円（35件）ある。貸付年度が昭和38年から昭和62年であり、長期間にわたり収納実績が全くないという状況は、過去の債権管理に問題があったといえる。</p> <p>当該貸付について、自主的な返済が見込めないことに加え、契約書上の借受人との交渉が困難である場合には、貸付に係る回収可能性を検討したうえで、早期に法的措置を実施することを検討することが望ましい。</p>	平成28年3月に制定された債権管理条例に基づき、より適正な債権の管理を図っていくため、個々の債権の状況について点検した上で、回収困難債権について不納欠損処理や法的措置等を行うこととした。
3	人権推進課	生活改善資金	(4)債権管理条例の整備について <p>生活改善資金を含む岡山市全体の私債権については、一定の要件を満たせば放棄できることとする債権管理条例が制定されておらず、債務者が時効の援用を主張した債権以外については、地方自治法施行令第171条の7に規定する要件に該当する場合には免除するか、地方自治法第96条第1項第10号に基づき議会の議決を得て権利放棄するのが現状であり、機動的に実施することができないことも要因の一つである。</p> <p>確かに、税金を使用して貸付等を実施していることから回収努力を怠り、簡単に不納欠損処理等を実施することは税金の無駄遣いとも受け取られる可能性がある。しかし、例えば債務者が死亡し、保証人とも連絡が取れない等明らかに回収が困難になっている債権についてまで不納欠損処理を行う際に議会の議決により債権放棄が必要とすれば、事務作業が非効率であるといえる。更に、強制執行等を行う手順等も明確に条例化されている方が望ましい。</p> <p>そこで、生活改善資金を含む岡山市の私債権の管理方法について条例化し、効率的かつ効果的に債権を管理・回収できるようにすることが望ましい。</p>	債権管理の適正化を図り、市民負担の公平の確保及び円滑な行財政運営に資することを目的とする債権管理条例を、平成28年3月に制定した。また、債権管理に関する全庁的なマニュアルを、平成28年度に作成し、各債権の回収・放棄等の処理を、より適正かつ効果的・効率的に行うことができるように処理基準を示した。

番号	所管課	項目	指摘等内容	措置内容
4	こども福祉課	母子寡婦福祉資金貸付金	(3)債権管理条例の整備について 母子寡婦福祉資金貸付金に関しては、一度も不納欠損処理を実施していない。これは、母子寡婦福祉資金貸付金については、債権管理条例が設けられておらず、債務者が時効の援用を主張した債権以外については、不納欠損処理や強制執行等を実施するに際しては、委員会を設けて審査を行い、議会の承認が必要であり、機動的に実施することができないことも要因の一つである。 確かに、税金を使用して貸付等を実施していることから回収努力を怠り、簡単に不納欠損処理等を実施することは税金の無駄遣いとも受け取られる可能性がある。しかし、例えば債務者が死亡し、保証人とも連絡が取れない等明らかに回収が困難になっている債権についてまで不納欠損処理を行う際に議会の承認まで必要とすれば、事務作業が非効率であるといえる。更に、強制執行を行う手順等も明確に条例化されている方が望ましい。 そこで、母子寡婦福祉資金貸付金を含む岡山市の債権の管理方法について条例化し、効率的かつ効果的に債権を管理・回収できるようにすることが望ましい。	債権管理の適正化を図り、市民負担の公平の確保及び円滑な行財政運営に資することを目的とする債権管理条例を、平成28年3月に制定した。また、債権管理に関する全庁的なマニュアルを、平成28年度に作成し、各債権の回収・放棄等の処理を、より適正かつ効果的・効率的に行うことができるように処理基準を示した。
5	こども福祉課	母子寡婦福祉資金貸付金	(4)納付方法の多様化 母子寡婦福祉資金貸付金の返済方法については、現在、金融機関での納付が原則となっている。しかし、ライフスタイル等の変化に合わせてコンビニエンスストアでの納付を取り入れることが望まれる。 債務者の中には、高齢者の方も多く、母子自立支援員の方にヒアリングしたところ、「近所のコンビニエンスストアで納付できるようにしてほしい」との市民の声もあると伺った。 以上の点を鑑みると、金融機関での納付とともにコンビニエンスストアでの納付も可能にすることを検討する余地はあると考える。	納付は口座振替を原則としているが、債務者の事情により納付書による納付となった場合で、勤務の都合などで平日の納付が困難な場合には、土・日・休日にも納付可能な郵便局ATMでの払込用紙を交付することによって納付機会の拡充に努めている。 コンビニエンスストアでの納付については、導入経費、基本料金、手数料等の見積結果などを検討した結果、母子父子寡婦福祉資金担当課のみで行うことは費用対効果が低いと判断した。
6	住宅課	公営住宅使用料	(1)遅延利息について 入居者が家賃を期限内に納付しないときは、納期限の翌日から当該家賃完納の日までの期間の日数に応じ年5分の割合をもって計算した金額に相当する遅延利息を加算して徴収する。また、「市営住宅のしおり」において、納入期限までに家賃を納入しない場合は延滞金が発生する旨の記載がなされている。 法的措置を実施する場合には遅延利息相当額の請求を行っているが、それ以外の場合には遅延利息相当額の請求がほとんど行われていない。平成22年度において、遅延利息相当額を請求し徴収した実績は1件（金額145,700円）のみである。 また、遅延利息を納付しなければならない入居者が、やむを得ないと認められれば、申請のうえ、減免することができる。 本来であれば、遅延利息相当額について請求したうえで、災害や所得激減等を理由に減免することになる。 しかし、実際には遅延利息相当額の請求がほとんど行われていないため、遅延利息に係る減免申請制度は運用されていない。 滞納者の中には、滞納家賃の元本相当額すら支払えない生活困窮者が多数存在していることから、遅延利息相当額の請求は行っていないのが現状といえる。しかし、滞納防止及び収入増加の観点から、分納誓約を繰り返し破るような悪質な入居者や家賃の納付状況が悪い収入超過者や高額所得者等に対しては、遅延利息相当額について積極的に請求するべきである。	平成27年度以降、分納誓約を繰り返し破るような悪質な入居者、家賃の納付状況が悪い収入超過者や高額所得者等に対しては、積極的に遅延利息を請求している。平成27年度の実績は125件である。

番号	所管課	項目	指摘等内容	措置内容
7	住宅課	公営住宅使用料 (3) 連帯保証人との交渉について	<p>滞納整理マニュアルにおいて、3ヵ月未満の滞納者に対する滞納初期段階の措置として、滞納者以外に連帯保証人もも直接交渉を積極的に行う旨の規定がある。ところが、滞納者に対する督促状の発送や催告等が優先されるため、連帯保証人に対する交渉が行われていないケースがある。</p> <p>しかし、過去に繰り返し滞納している入居者や連帯保証人の状況を把握できていない場合には、連帯保証人と交渉することで、滞納防止や連帯保証人の最新状況の把握に役立つ。よって、滞納期間が明らかに短い場合等には、必ずしも連帯保証人との交渉は必要ないが、滞納者の状況に応じて、連帯保証人と積極的に交渉することが必要である。</p>	<p>平成28年度から新住宅管理システムの運用が始まり、連帯保証人に対する債務履行要請書の様式の整備を行った。その結果、システムから迅速に債務履行要請書の出力が可能になり、滞納期間が短い案件については指定管理者が、滞納月数が長い悪質な案件については住宅課が債務履行要請書の発送を適宜行い、積極的に連帯保証人と接触し、債務整理及び現況調査を行っている。</p> <p>また、民法上の和解も並行して行っており、その実績としては、平成26年度5件600,000円、平成27年度4件999,940円である。</p>
8	住宅課	公営住宅使用料 (4) 債権管理条例の整備について	<p>公営住宅使用料を含む岡山市全体の私債権については、一定の要件を満たせば放棄できることとする債権管理条例が制定されておらず、機動的に実施することができないことも要因の一つである。</p> <p>確かに、公営住宅使用料の回収努力を怠り、簡単に不納欠損処理等を実施することは問題である。しかし、例えば債務者が死亡し、保証人も連絡が取れない等明らかに回収が困難になっている債権についてまで不納欠損処理を行う際に議会の議決により債権放棄が必要とすれば、事務作業が非効率であるといえる。</p> <p>そこで、公営住宅使用料等の岡山市の私債権について債権放棄を含む債権管理をより効果的・効率的に行うため、私債権の管理方法について条例を整備することが望ましい。</p> <p>なお、市営住宅の管理上必要な訴えの提起等の手続きは、他の貸付金とは異なり、市長の専決処分事項に指定されているため、機動的に実施されている。</p>	<p>債権管理の適正化を図り、市民負担の公平の確保及び円滑な行財政運営に資することを目的とする債権管理条例を、平成28年3月に制定した。また、債権管理に関する全庁的なマニュアルを、平成28年度に作成し、各債権の回収・放棄等の処理を、より適正かつ効果的・効率的に行うことができるように処理基準を示した。</p>
9	医療政策推進課	入院収益、外来収益 (1) 訪問による回収	<p>現在、医事課担当者等が滞納者宅へ訪問し、直接、未収金を回収する業務は行っていない。医事課担当者からのヒアリングによれば、支払いが滞る可能性の高い患者については、早いタイミングで面談を行い、人間関係を構築することで回収できる場合もあるという。これより、滞納者を訪問し、直接話しをすることで、未収となっている債権を回収できる機会は広がるものと予想される。また、訪問することで滞納者の資産状況を確認することも可能となる。</p> <p>人手不足ということもあり、訪問するまでには至っていない。確かに全ての滞納者を訪問することは不可能であるが、早期に未収を回収する手段として、税情報を利用して支払能力のある者、悪質な者（支払能力が十分にあるにも関わらず滞納する者）に焦点をあてて訪問し、回収へとつなげることが望ましい。</p>	<p>未収金の発生予防として、従前より保険証、受給資格者証等確認、時間外受診者には免許証等の身元確認を徹底、社会的困窮の入院患者には早期にアセスメントを実施し保健・福祉施策へと繋げていくなど対策を実施しているところである。また、平成27年度改定した「未収金対策マニュアル」に沿って、手紙、電話による催促などを実施している。再来時には、診察前での相談実施により、未収金の精算に向けた交渉を行い、分割払計画書作成など、未納が増えない環境作りのため、個別の対応を行っている。</p> <p>さらに、平成28年8月に弁護士事務所と未収金回収業務委託契約を締結したことにより、職員だけでは対応できない事案についても、回収できる体制を整えた。また、委託業務の中で、訪問回収も実施予定である。</p>
10	医療政策推進課	入院収益、外来収益 (2) 法的手段の活用	<p>岡山市立市民病院においては電話による催促や催告状の発送は行っているが、法的手段となる督促状の発送は行っていない。また、訴訟等を行う部署もなければ、訴訟を起こした実績もないと担当者からのヒアリングで判明したが、このような法的手段を利用することで未収の回収が期待できるため、督促状の発送や少額訴訟も1つの回収手段として利用する必要がある。</p> <p>岡山市内の他病院でも既に少額訴訟を行っているケースが見られるところであり、岡山市立市民病院においても導入を検討することが望ましい。</p>	<p>未収金の発生予防として、従前より保険証、受給資格者証等確認、時間外受診者には免許証等の身元確認を徹底、社会的困窮の入院患者には早期にアセスメントを実施し保健・福祉施策へと繋げていくなど対策を実施しているところである。また、平成27年度改定した「未収金対策マニュアル」に沿って、手紙、電話による催促などを実施している。再来時には、診察前での相談実施により、未収金の精算に向けた交渉を行い、分割払計画書作成など、未納が増えない環境作りのため、個別の対応を行っている。</p> <p>さらに、平成28年8月に弁護士事務所と未収金回収業務委託契約を締結したことにより、職員だけでは対応できない事案についても、回収できる体制を整えた。また、未収金回収業務委託契約締結により、悪質案件について、少額訴訟の実施を行なえる体制を構築できた。</p>

平成25年度包括外部監査結果に対する措置通知

平成28年9月30日現在で改善措置を講じた事項

【指摘事項】

番号	所管課	対象案件	指摘等内容	措置内容
1	地域子育て支援課	岡山市児童クラブ補助金	<p>市の児童クラブの運営方針決定は、各地域住民が組織する運営委員会に委ねられている。そのため、地域ごとに運営時間や休日の開設がさまざまであり統一されていない。児童クラブは学区と一体となっており、他の地域の児童クラブのサービスを受けたくても選択の余地がないため、ある程度サービス水準を統一する必要がある。</p> <p>一定の水準を満たさない児童クラブに対して指導を行っても、サービス水準が確保できない場合は、例えば市からのアドバイザー派遣等により均一なサービス水準が維持できるような方策を市が講じる必要がある。</p>	<p>平成27年度から、経理事務や運営方法及び育成支援のアドバイスを行う嘱託員の導入を開始しており、平成28年1月からは、活動アドバイザー2名、経理アドバイザー2名を配置し、各児童クラブの提供サービスの平準化を行っている。</p>
2	保育・幼児教育課	幼児教育センター補助金	<p>算定根拠の具体的な内容を確認したところ、補助金額の算定式における定数(195名×80%)は、幼児教育センターの運営において必要となる固定費に相当する算定根拠と捉えて定数としており、在籍園児数とは連動していない。</p> <p>その一方で、在籍園児数の増減を含む変動費相当額は算定式上の「授業料・教材費の市内私立幼稚園の平均額と補助対象幼稚園の差額」等により1人当たりの補助金支給額を調整しているとのこと。</p> <p>しかし、固定費相当の算定根拠の考え方や在籍園児数の増減に係る1人当たりの補助金支給額の調整についての基準は要綱上明確になっていない。</p> <p>例えば、固定費については費目別に適正と認められる一定額を設けた上で実際発生額と比較することにより算定し、変動費については在籍園児数に適正と認められる1人当たりの補助金支給額を乗じた額として算定した上で、合計金額を補助金額とするといったように、実態に合わせて補助金額の算定根拠を客観的に合理的なものに改訂すべきである。</p>	<p>幼児教育センターの幼稚園部分を受け持っている補助対象事業者の学校法人が、平成28年度末で幼児教育センターの運営から撤退する予定であり、当幼児教育センター補助金は平成28年度末をもって廃止されることとなった。</p> <p>なお同センターは、現在センターの保育園部分を担っている社会福祉法人を母体に、幼保連携型認定こども園に移行する予定である。</p>

平成25年度包括外部監査結果に対する措置通知

平成28年9月30日現在で改善措置を講じた事項

【意見事項】

番号	所管課	対象案件	指摘等内容	措置内容
1	高齢者福祉課	岡山市老人クラブ補助金	<p>実績報告書を閲覧すると、会員数に比し、イベントへの参加人数が極端に少ないクラブがあるなど、実態を把握する必要性が感じられた。</p> <p>高齢者は体調不良、家事都合等の諸事情により参加したくても難しい状況があるため、参加割合が少ないことのみをもって問題であるとは判断できないが、補助金額は会員数により決定されることから、各クラブの実態を把握することは必要である。</p> <p>必要に応じて、各クラブへの現地調査を実施することにより、クラブの実態を把握することが望まれる。</p>	<p>単位老人クラブについて、平成28年度から現地調査を開始し、実態把握に努めることとした。</p> <p>なお現地調査は順次行っていくが、平成28年度は、2～3カ所の現地調査を予定しており、5月16日には1カ所の現地調査を実施済みである。</p>
2	地域子育て支援課	岡山市児童クラブ補助金	<p>近年の利用児童数は4,300人程度にとどまっている。</p> <p>児童数の減少は、目標値設定当初では見込まれていなかったことにより、当初目標である5,200人(平成26年度)の達成は厳しい事態に陥っているが、市全体の児童数が減少傾向にある現状を受けて、目標値を適宜見直し、公表することが望ましい。</p>	<p>現在、平成27年3月に定めた「子ども・子育て支援事業計画」における量の見込みに基づき施設整備を行っているが、平成28年度に実施したアンケート調査の結果を踏まえながら、平成31年度までに入所を希望するすべての児童が入所できるよう施設整備を行う。</p> <p>なお、平成28年4月1日時点の在籍児童数は6,539人である。</p>
3	保育・幼児教育課	幼児教育センター補助金	<p>公設施設ではあるが、あくまでも民営の幼稚園に対する支給である。民営の幼稚園であるにもかかわらず、補助金を支給することにより、自助的な経営努力を促進できない状況となっている可能性がある。補助金の必要性について、検討することが望ましい。</p>	<p>幼児教育センターの幼稚園部分を受け持っている補助対象事業者の学校法人が、平成28年度末で幼児教育センターの運営から撤退する予定であり、当幼児教育センター補助金は平成28年度末をもって廃止されることとなった。</p> <p>なお同センターは、現在センターの保育園部分を担っている社会福祉法人を母体に、幼保連携型認定こども園に移行する予定である。</p>
4	保育・幼児教育課	<ul style="list-style-type: none"> ・私立保育園障害児保育運営費補助金 ・一時預かり事業補助金 ・時間延長保育事業補助金 ・休日保育事業補助金 	<p>私立保育園障害児保育運営費補助金、一時預かり事業補助金、休日保育事業補助金については、各要綱上「事業を実施するに要した費用」としか記載されておらず、具体的にどういった費目が認められるかについて、明確にされていない。</p> <p>具体的な補助対象経費が不明確であるため、補助金が補助金支給の目的に整合しない経費に使用される可能性がある。よって、要綱上、補助対象経費を明確化することが望ましい。</p>	<p>平成27年度末までに「岡山市障害児保育対策事業補助金交付要綱」「岡山市一時預かり事業補助金交付要綱」「岡山市延長保育事業補助金交付要綱」において補助対象経費を規定した。なお休日保育事業は、子ども・子育て支援新制度開始に伴い公定価格上の給付対象事業とされたため、平成26年度末で補助事業を廃止した。</p>

平成26年度包括外部監査結果に対する措置通知

平成28年9月30日現在で改善措置を講じた事項

【指摘事項】

番号	担当課	監査項目	監査結果	措置内容
1	財政局 契約課	25 小規模工事、業務委託は適正か	小規模工事の見積り合わせについては、3社の内、2社が許容価格で入札して1社が許容価格よりも1,000円引きで入札して落札者になるケース等が数多く見られ、入札率がほぼ100%に近く、競争性は確保されているとはいえない。 かかる入札率の異常な高さを担当課が放置していること自体が問題である。	小規模工事に関して調査を行った結果、不正な行為は確認できなかった。 また、入札の公正性を一層確保していくため、小規模工事について、平成28年4月発注分から、発注案件を抽出して、モニタリングを行うこととした。
2	北区役所 農林水産振興課	30 公共性が乏しい施設はないか	岡山御津木工芸センターは、利用者1人当たり15,390円のコストがかかっていた。 利用者の増加、1人当たりのコストの圧縮を検討すべきである。	利用者数については、平成27年度は年間延べ1,303人で、平成26年度年間延べ1,209人と比較して94人の利用者増となっている。今後も、市民の広場における広報活動や、現利用者を通じた利用者数の増加を図る。
3	中区役所 維持管理課	01 収入未済金の管理は適正か	維持管理課では、1,049千円(8件)の収入未済金があったが、この内3件については、平成26年11月まで、督促等を行っていなかった。 督促状の送付等債権管理を改めて徹底すべきである。	督促等納付交渉を行い、平成26年11月から平成27年3月にかけて890,220円(5件)が納入された。また、時効等により平成26年10月から平成28年6月にかけて6,316円(2件)の不納欠損処分を行った。残る152,400円(1件)については、平成27年2月から滞納処分執行停止中であるが、滞納整理が完了するよう、今後も継続して債権管理を徹底する。
4	中区役所 総務・地域振興課	33 スポーツ広場の管理は適切か	竜之口スポーツ広場では、行政財産に無断で物置を持ち込むことは認められていないので、地元団体に対し、目的外使用許可を取るよう指導するか、撤去を要求すべきである。	地元団体が物置で保管しているものは、主に同スポーツ広場管理のための清掃や除草などの用具だったため、撤去は求めず、目的外使用許可を取るよう協議を行った。その結果、平成27年12月1日付けで地元団体が行政財産目的外使用許可を取得し、対応が完了した。
5	東区役所 上道地域センター	22 金庫の管理は適切か	金庫内に、親睦会費の現金のほか、戦没者遺族の国庫証券(200万円)が保管されていた。 地域センターで多額の証券を長期間保管することは、保管リスク、盗難リスクが極めて高いため、本庁から預かる際は事前に遺族への引き渡し日時を決めておくなど、預かり保管しない仕組みを作るべきである。	親睦会費の現金は金庫から引き上げた。 戦没者遺族の国庫証券(200万円)は、対象者が高齢につき、利便性の観点から各地域センターでも交付する運用となっている中で、一時的に金庫で保管していたもので、監査後には引き渡しを終えている。 戦没者遺族の国庫証券について、地域センターでの交付に際しては、この度調整されたところも含む以下の取り扱いに沿って、今後も適切に対応する。 ①引き取り期日を対象者への案内の文中に明記する。 ②引き取り期日までに来庁しなかった場合、電話にて来庁を促す。 ③対象者と連絡が取れない場合や引き取り期日から一定期間経過した場合等は本庁所管課(福祉援護課)へ一旦引き上げ管理する。

平成26年度包括外部監査結果に対する措置通知

平成28年9月30日現在で改善措置を講じた事項

【意見事項】

番号	担当課		監査項目	監査結果	措置内容
1	財政局	契約課	25 小規模工事、業務委託は適正か	<p>区役所、支所の小規模工事の許容価格の合計は2,342,190千円であるところ、より競争性を確保するための制度を導入して、仮に98%の入札率から5%の引下げが実現できたとすれば、その削減額(効果額)は117,110千円と非常に大きい。</p> <p>したがって、小規模工事においても、さらに競争性を確保するため、中学校区の3社以上の運用を5社以上に増やす、一般競争入札を導入するなど、制度の改革を行うべきである。</p>	<p>小規模工事に関して調査を行った結果、不正な行為は確認できなかった。</p> <p>また、入札の公正性を一層確保していくため、小規模工事について、平成28年4月発注分から、発注案件を抽出して、モニタリングを行うこととした。</p>
2	財政局	契約課	25 小規模工事、業務委託は適正か	<p>道路補修工事で公正な競争を疑わせるような問題点が発見された以上、本市はすべての工事、委託について、競争性が確保されているか検証するとともに、公正な競争が確保される仕組みを検討すべきである。</p>	<p>小規模工事に関して調査を行った結果、不正な行為は確認できなかった。</p> <p>また、入札の公正性を一層確保していくため、小規模工事について、平成28年4月発注分から、発注案件を抽出して、モニタリングを行うこととした。</p>
3	財政局	契約課	25 小規模工事、業務委託は適正か	<p>本市においては、小規模工事において、許容価格が公表されている。</p> <p>許容価格の事前公表の目的は、小規模工事の場合、緊急性を要する場合も多く、見積り期間も短い中で適正な入札を促すことのほか、業者が許容価格を聞き出すために公務員に働き掛ける必要がなくなり、汚職等の不祥事のおそれなくなるということであった。</p> <p>しかし、そもそも、許容価格の公表は、許容価格が目安となって競争が制限され、落札価格が高止まりとなること、建設業者の見積努力を損なわせること、談合が一層容易に行われる可能性があること等のデメリットもあるので、本市におかれては、許容価格の事前公表が結果的に競争性を損なっているという現実を踏まえ、入札制度全般のあり方を再検討すべきである。</p>	<p>小規模工事に関して調査を行った結果、不正な行為は確認できなかった。</p> <p>また、入札の公正性を一層確保していくため、小規模工事について、平成28年4月発注分から、発注案件を抽出して、モニタリングを行うこととした。</p>
4	経済局	農林水産課	40 補助金等の交付は適正かつ合理的か	<p>イノシシ等の有害獣による被害は大きく(平成25年のイノシシ、ヌートリアの被害金額合計は6,900千円)、市街地への出没も今後懸念される。</p> <p>平成25年度の総捕獲数は、イノシシ2,316頭、ヌートリア841頭となっているが、依然有害獣による被害は大きいので、さらに捕獲数を増加させる方策を検討する必要がある(猟友会員の育成等)。</p>	<p>鳥獣の出没しにくい環境を整備していくため、各地域で「出前講座」を実施するとともに、被害地区の環境整備に関する指導・助言や啓発活動、侵入防止柵の適切な設置や管理の指導・助言を行う「鳥獣被害対策実施隊」を設置した。</p> <p>また、捕獲数を増加させる方策として、捕獲奨励金や猟友会駆除班活動奨励金の増額を行い、捕獲者のインセンティブを高めた。</p>

【意見事項】

番号	担当課		監査項目	監査結果	措置内容
5	経済局	農林水産課	40 補助金等の交付は適正かつ合理的か	有害獣捕獲補助金は夏季でイノシシ1頭あたり8,000円、ヌートリア1頭あたり1,000円、それ以外でイノシシ1頭あたり4,000円であるが、イノシシ等を仕留めた後の処理等の費用は仕留めた側が負担することを考えると金額が多いとはいえない。このような中で、有害獣による被害が多いことを憂慮する者がボランティアの精神で駆除を行っているのが現状であるため、増額も併せて検討すべきである。	近隣市町の状況調査及び関係機関の意見等を踏まえ、近隣市町と同程度になるよう補助金の増額を行った。
6	市民協働局	市民協働企画総務課	41 区づくり推進事業補助金は有効に機能しているか	本事業については、事業費の一部が税金により賄われていることに加え、食糧費等使途の問題があるので、各事業の収支決算書をホームページ等でオープンにすべきである。	収支決算書を含む平成27年度の全事業の事業報告書を市ホームページに掲載した。
7	北区役所	農林水産振興課	26 随意契約は適正になされているか	用水路藻荇作業については、時価に比して著しく有利との理由で、地元代表者に随意契約がなされているところ、いずれも査定価額で随意契約となっているが査定価額と時価との比較は行っていないので、時価に比して著しく有利とはいえず、むしろ、地元町内会以外に引き受け手がいないことを理由すべきである。	地域住民による請負の取扱いに関する要綱(内規)に基づいて契約を行っているが、その契約条件にある「著しく経費を節減できることが明確であるもの」という規定の妥当性と、契約をより適正に行うための対応について、関係部署と協議した。その結果、業者に発注した場合の設計書を添付して、どの程度地元委託にすることが有利になるか比較の対象を明確にするとともに、地元委託にせざるを得ない理由を随意契約理由書に明記することとした。
8	南区役所	維持管理課	11 清掃、ポンプ運転等の賃金の支払は適正か	維持管理課では、賃金の支払方法として現金で渡していたが、振込にすべきである。	平成27年度から相手方への依頼を行い、すべて口座振り込みに変更した。
9	政策局	政策企画課	50 御津、建部、瀬戸、灘崎支所管内では、住民サービスに何か障が出ているか	本市は、本庁と区の役割分担等について見直し作業を行っているが、住民の声を施策に十分に反映すべきであるので、まずは、合併地域における行政サービスの低下があるのか、あるとすればどのような点かについて、住民にアンケート調査をするなどの対応をとるべきである。	合併時に作成した新市建設計画及び基本計画については、地域の方々の意見を反映したものであり、見守る会などに状況を報告しながら事業を実施してきたが、事業等についての意見などを調査するため、平成27年度にアンケートを行った。また現在は、アンケート調査の結果をもとに、各地域の声の聞き取りや、地域で取り組みたい課題の相談を行い、住民の声の把握に努めている。 なお今後は、住民の声を施策に反映できるよう課題の解決に取り組む意向がある地域に対し、計画策定や実施の支援を行っていく予定である。

平成27年度包括外部監査結果に対する措置通知

平成28年9月30日現在で改善措置を講じた事項

【指摘事項】

番号	対象部局	担当課	監査項目	監査結果	補足情報 (学校園名等)	措置内容
1	・総務局 ・岡山っ子 育成局	・人事課 ・保育・幼児 教育課	全体02 教育, 保育に係る行政体制は合理的か	市立保育園においても, 必要な担任は, すべて臨時職員で対応しているが, 市立保育園の担任は, 保護者からのさまざまな相談, クレームへの対応等の重要な仕事に従事するので, 最低1人は正規職員が就けるよう, かかる視点からも正規保育士の増加を含む適切な職員の配置を検討すべきである。		市立保育園の担任について, 適切な配置に努めるとともに, 関係部局間で協議・検討し, より適切な職員配置に努める。
2	・岡山っ子 育成局	・保育・幼児 教育課	全体03 学校園の施設は適正か	本市は, 校舎について, 耐震診断の着手を早く行うことができているが, 文部科学省から要請のあった平成27年度までに校舎の耐震改修が完了できていたと考えられる。 地震災害(建物倒壊)による人命にかかわるリスクがあることを踏まえ, 今後かかることのないよう注意すべきである。		今後は計画的に適切かつ迅速な対応を行う。
3	岡山っ子 育成局	こども園推進 課	全体03 学校園の施設は適正か	市立幼稚園の余裕教室については, 保育園の未入園児童や待機児童の減少策として, 地域の実態を考慮しながら, 隣接の保育園の保育室や小規模保育園に活用するなど, 早急に保育事業に活用すべきである。		平成28年4月に, 国から待機児童解消に向けて緊急的に対応する施策について対応方針が出された。国から示された待機児童解消までの緊急的な取組において, 市立幼稚園の余裕教室を活用し, 保育園等の入園が決まるまでの間一時預かりを行う事業を実施する予定である。
4	岡山っ子 育成局	こども園推進 課	全体03 学校園の施設は適正か	幼稚園では, 子どもが集団の中で社会性を培い心豊かに成長するため, 多くの友だちと関わる大切であるとしており, 一定の規模の集団を維持することが必要不可欠であることから, 小規模・過小規模園について, 一定の規模の集団を維持するため, 統廃合を検討するとともに, 廃止した幼稚園を保育園に転用することを検討すべきである。		ニーズの無い地域にある施設は廃止も含め地元関係者や保護者と話し合い, 施設が必要な地域では, 民営化も含め, 民間事業者の協力により, 幼保連携型認定こども園として施設整備を進める。
5	岡山っ子 育成局	就園管理課	全体04 幼稚園授業料の収入は適正か	幼稚園の授業料については, 現年度分の収納率は99.2%と, 保育料よりも高くなっているが, 滞納繰越分の収納率は3.8%と逆に保育料よりも低くなっていることを踏まえて, 滞納繰越分の収納を徹底すべきである。		滞納繰越分については, 債権管理条例及び債権管理の手引きに基づき債権の管理に取り組んでいくとともに, 現年分については督促状を発行し園長を通じた働きかけをするなど, 現年度の収納が完結できるよう取り組んでいる。
6	岡山っ子 育成局	就園管理課	全体04 幼稚園授業料の収入は適正か	幼稚園授業料については, 法的措置をとっていないとのことであるが, 未収金のケースによっては法的措置をとるべき事案もあると考えられるので, 未収金の事案につき, 回収可能性等を考慮の上, 法的措置をとるべき事案については, 法的措置を検討すべきである。		現年における徴収をより徹底していく中で, 非強制徴収債権である授業料滞納分については, 債権管理条例が制定されたことから, 条例及び債権管理の手引きに基づき債権の回収に取り組んでいく。
7	岡山っ子 育成局	就園管理課	全体04 幼稚園授業料の収入は適正か	幼稚園授業料については, 債権放棄の判断を要しないため, 安易に不納欠損処理をしてしまうリスクがあるので, 弁護士等と早い段階で協議の上, 法的措置とそれによる回収の可能性を十分検討した上で, 不納欠損処理を行うべきである。		現年における徴収をより徹底していく中で, 非強制徴収債権の授業料滞納分については, 債権管理条例が制定されたことから, 条例及び債権管理の手引きに基づき債権の回収に取り組んでいく。

【指摘事項】

番号	対象部局	担当課	監査項目	監査結果	補足情報 (学校園名等)	措置内容
8	・財政局 ・岡山っ子 育成局	・料金課 ・就園管理課	全体05 保育料の収入は適正か	保育料の過年度の調定額は、359百万円と多額に上っており、収納率は13.9%と低くなっている。 保育料は現年度で収納を図らないと、回収が困難になる上、コストがかかることを踏まえ、現年度における回収を徹底すべきである。		滞納支援システムを活用し、滞納状況の把握に努めながら、嘱託員を活用した電話催告等を行い、初期滞納へ早期に対応している。
9	・財政局 ・岡山っ子 育成局	・料金課 ・就園管理課	全体05 保育料の収入は適正か	保育料の督促の発送件数は毎年減ってはいるが、平成26年度においては、14,702件で、郵便代等のコストは1件100円としても約147万円にも上る。 加えて、事務処理や督促に係る人件費のコストを考えると、口座振替率(平成26年度は88%)の向上と口座引落率の向上を念頭においた対策を図るべきである。		賦課元課と徴収の課が連携して、入園時・保育料変更時の納付書発行時などの機会を捉えて口座振替の必要性を周知することや、保育園の園長等による保護者への口座振替の勧奨等の口座振替の推進に取り組んでいる。(平成27年度口座振替率 94.4%)
10	・財政局 ・岡山っ子 育成局	・料金課 ・就園管理課	全体05 保育料の収入は適正か	法的措置の実施は、平成26年度は平成24年度に比べて件数、金額ともに減少しているが、現年度分の収納率が98.3%で、収入未済額が72百万円と多額に上っていることからすれば、保育の現場における保護者に対する注意喚起と督促の強化はもとより、法的措置の減少要因、費用対効果を検討して、収納率のアップにつながるような法的措置の実行体制を検討すべきである。		賦課元課と徴収の課が連携して、入園時などの機会を捉えて、保育料の必要性などを周知するとともに、園長催告及び一斉催告の効果的活用など徴収執行体制の強化に取り組んでいる。また滞納処分については、預貯金・生命保険をはじめ、給与照会など滞納者の幅広い財産調査を行った上で適正に実施している。
11	・財政局 ・岡山っ子 育成局	・料金課 ・就園管理課	全体05 保育料の収入は適正か	保育料の不納欠損処理額は、36,718千円にも上るところ、債権放棄の判断を要しないため、安易に不納欠損処理をしてしまうリスクがあるので、早期対応に努め、滞納処分の可能性を十分検討したうえで不納欠損処理を行うべきである。		現年度分への対応が重要なため、滞納繰越が生じないように、口座振替の推進等に取り組み、あわせて、滞納は、早期対応に重点をおき、預貯金・生命保険をはじめ、給与照会など滞納者の幅広い財産調査を行い、効果的な催告・滞納処分を行っている。
12	岡山っ子 育成局	地域子育て 支援課	全体10 放課後児童クラブは有効に機能しているか	平成26年5月1日現在で、希望する児童クラブを利用できなかった児童は31人となっている。 本市は、利用できなかった児童が生じている学区について、小学校余裕教室を活用するなど、児童クラブの定員増を行うべきである。		平成28年度は8クラブで施設整備を行っており、平成31年度に利用できない児童が0人になるよう順次整備を行っている。
13	岡山っ子 育成局	地域子育て 支援課	全体10 放課後児童クラブは有効に機能しているか	補助金の算定方法が登録児童数と必ずしも十分に直結していないため、各児童クラブの児童1人当たりの補助金に約5倍という相当の差異があり、結果的に不公平を招く可能性もあるため、補助金の算定方法を見直すべきである。	児童1人当たりの補助金事例(平成26年度) 上位クラブ 330,500円 下位クラブ 66,244円	平成28年度に「岡山市放課後児童健全育成事業費補助金交付要綱」を改正し、支援の単位を構成する児童数に応じた補助額とするなど補助の拡充を図っている。
14	岡山っ子 育成局	地域子育て 支援課	全体10 放課後児童クラブは有効に機能しているか	運営内容や規模等が各児童クラブで異なるにせよ、保護者負担額に大きな差異があることは公平性の観点から望ましくないため、差異の縮小に向けた方策を検討すべきである。	保護者負担金のクラブ差異事例 月額11,000円 2か所 月額 2,000円 1か所	平成28年度に「岡山市放課後児童健全育成事業費補助金交付要綱」を改正し、児童クラブの規模による差異を解消する基盤を構築した。

【指摘事項】

番号	対象部局	担当課	監査項目	監査結果	補足情報 (学校園名等)	措置内容
15	岡山っ子育成局	地域子育て支援課	全体10 放課後児童クラブは有効に機能しているか	保育園における児童クラブも保育と児童クラブを区別して人件費等を計算しており、保育所の委託費で児童クラブを運営しているわけではないので、利用できなかった児童を解消するためにも、一般の児童クラブと保育園における児童クラブの補助金の算定方法を区別することのないよう、保育園における児童クラブの補助金の算定方法を見直すべきである。		平成28年からの放課後児童クラブの運営補助制度の改正により、適正な事業運営に必要な補助金額を措置した。
16	岡山っ子育成局	地域子育て支援課	全体10 放課後児童クラブは有効に機能しているか	実地調査のチェックリストをみると、欄が未記載のものが見られたので、チェックを明記すべきである。		「放課後児童クラブ調査票」に記入漏れがないようチェックの徹底を図った。
17	岡山っ子育成局	保育・幼児教育課	全体13 市立保育園の保護者会会計等は適正か	保育園が外部の任意団体である保護者会から委任を受けて保護者会費を徴収する以上、本来、委任契約を締結すべきであり、本市はかかる指導を行うべきである。		公立保育園・認定こども園園長会において、園長に対し園と保護者会間で委任契約を締結する働きかけをするよう指導した。
18	岡山っ子育成局	保育・幼児教育課	全体13 市立保育園の保護者会会計等は適正か	保育園が通帳を管理している場合には、保育園が外部の任意団体である保護者会から委任を受けて、通帳を管理する以上、本来、委任契約を締結すべきであり、本市はかかる指導を行うべきである。		公立保育園・認定こども園園長会において、園長に対し園と保護者会間で委任契約を締結する働きかけをするよう指導した。
19	岡山っ子育成局	保育・幼児教育課	全体13 市立保育園の保護者会会計等は適正か	保育園が外部の任意団体である保護者会から委任を受けて保護者会の通帳から預金の出入れをする以上は、委任契約を締結すべきであり、本市はかかる指導を行うべきである。		公立保育園・認定こども園園長会において、園長に対し園と保護者会間で委任契約を締結する働きかけをするよう指導した。
20	岡山っ子育成局	保育・幼児教育課	全体13 市立保育園の保護者会会計等は適正か	保育園が保護者会費として現金を預かる行為は紛失、盗難、横領のリスクがあり、預かった現金を記録しないことは、現金の管理責任を放棄する極めて危険な行為である。 保育園が現金として保護者会費を徴収している以上は、現金出納簿を作成すべきであり、本市はかかる指導を行うべきである。		園長に対し園と保護者会間で現金出納簿の作成・整備をする働きかけをするよう指導した。
21	岡山っ子育成局	保育・幼児教育課	全体13 市立保育園の保護者会会計等は適正か	保育園が用品代として現金を預かる行為は紛失、盗難、横領のリスクがあり、預かった現金を記録しないことは、現金の管理責任を放棄する極めて危険な行為である。 保育園が現金として用品代を徴収している以上は、現金出納簿を作成すべきであり、本市はかかる指導を行うべきである。		園が用品代を徴収する際は、対象者、金額が分かるよう整理している。
22	岡山っ子育成局	保育・幼児教育課	全体13 市立保育園の保護者会会計等は適正か	保育園としては、本来、保護者から徴収した現金をロッカーに保管すること自体にリスクがあるので、例えば、一定期間を超えて保管しなければいけない場合は預金するといった運用にすべきであり、本市はかかる指導を行うべきである。		極力現金を置かないようにし、長期間にわたるような場合は通帳での管理も含め適正管理となるよう指導を行った。

【指摘事項】

番号	対象部局	担当課	監査項目	監査結果	補足情報 (学校園名等)	措置内容
23	財政局	契約課	全体19 学校園の委託契約は適正になされているか	入札結果等の情報について、担当課において閲覧可能であったとしても、事実上、市民の情報へのアクセスが制限されているといえる。 平成27年度に本市が発注した修繕業務をめぐり、教育委員会の職員が修繕の設計金額などの情報を業者に事前に漏らしていたとされる事件が発生しているが、このような問題が生じる背景には、市の発注する契約の不透明性もその一因となっていると考えられる。契約の透明性が市民の信頼を担保するものであることからすれば、入札結果の必要な情報については原則として市のホームページ上に公開すべきである。		入札契約手続の透明性を一層確保していくため、平成28年4月から市のホームページ上に公表する修繕業務の入札結果を許容価格10万円以上の案件に拡充した。
24	岡山っ子育成局	こども園推進課	全体21 市立幼稚園、市立保育園の民営化の推進状況は適正か	本市は、地元の理解を得る努力を行いつつ、就学前教育と保育の質を維持しながら、幼稚園、保育園の民営化を早急に進めるべきである。		今後地域の実情も踏まえ、地元関係者や保護者の方々に丁寧な説明し、情報を共有するとともに、理解を得ながら施設の在り方について検討していく。市立幼稚園の民営化については、一部の地域で、地元関係者や保護者等との協議を開始している。
25	岡山っ子育成局	保育・幼児教育課	個別03 保護者負担金(給食費を除く。)の徴収は適正か	市立保育園の保護者会費においても、保育園が保護者会費の徴収と管理を行っているところが多く見られたので、保育園と無関係とはいえ、徴収と管理が適正になされているかは、保育園のガバナンスとリスク管理の観点、さらには、保育の安定的かつ持続的な実施の観点からは、重要な問題であると考えられるので、保育園の保護者会費に関する関与についても校納金等取扱手引において、ルールを設けるべきである。		保育園の保護者会費の徴収と管理及び保護者会費に関する関与について、保護者会と話し合い、適切に対応することとした。
26	岡山っ子育成局	保育・幼児教育課	個別09 学校園がPTA会費又は保護者会費の徴収、管理等を行っている場合、PTA等と事務処理等の委任契約書を作成しているか	市立幼稚園、小・中学校において、学校がPTA会費を徴収、管理している場合に、PTAと委任契約書を締結していない学校が多数であった。 このように、ルールを決めたものの、それが守られていないことが通用しているという認識を本市と学校現場が共有して、今後かかることのないよう留意すべきである。	校納金等取扱手引でのPTA等との事務処理委任契約に関する扱い	幼稚園長会において園長に対し、園とPTA間で委任契約を締結する働きかけをするよう指導した。
27	岡山っ子育成局	保育・幼児教育課	個別09 学校園がPTA会費又は保護者会費の徴収、管理等を行っている場合、PTA等と事務処理等の委任契約書を作成しているか	学校がPTA会費の徴収等を行っている場合に、委任契約書を締結すべきことは、市立学校に限らず、市立保育園が保護者会費の徴収等を行っている場合も同様である。		公立保育園・認定こども園園長会において、園長に対し園と保護者会間で委任契約を締結する働きかけをするよう指導した。
28	岡山っ子育成局	保育・幼児教育課	個別16 学校園において、学校園指定物品について、学校園が代金を徴収、管理していないか	市立保育園においても学校と同様に、物品の購入と保護者から代金の徴収が行われているが、市立保育園が物品の代金を徴収することは学校と同様のリスクがあることを踏まえて、市立保育園が物品販売にどのように関与すべきかのルールを設けるべきである。		保護者と業者の間での購入を原則とし、保育園は必要最低限の関与に止めることとする。
29	岡山っ子育成局	保育・幼児教育課	個別23 備品の管理は適正か	備品は本市の財産であることを再確認し、毎年備品の棚卸しをするよう徹底すべきである。		毎年、備品管理の棚卸しを行うよう徹底した。
30	岡山っ子育成局	保育・幼児教育課	個別24 消耗品の管理は適切か	学校園においては、消耗品を適正に購入・使用するため、台帳を作成すべきである。		在庫管理を適正に行うよう徹底した。

【指摘事項】

番号	対象部局	担当課	監査項目	監査結果	補足情報 (学校園名等)	措置内容
31	岡山っ子 育成局	・保育・幼児 教育課	個別28 情報管理は適正か	<p>学校園を往査したところ、一部の学校園で、色やデザインから明らかに個人のもと考えられるメモリが多数パソコンに接続されている状態にあった。</p> <p>また、USBメモリの使用に関しては、利用許可申請書を作成しておらず、いつ誰が何の目的で何回使用したかなど全く不明な学校園もあった。</p> <p>また、USBメモリを学校園外に持ち出す際の、持出記録簿についても同様であった。</p> <p>個人情報流出が問題となっている今日、USBメモリの使用方法を見直し、情報管理を徹底すべきである。</p>		「岡山市情報セキュリティポリシー」及び「岡山市情報セキュリティ全庁共通手順」の遵守を徹底した。
32	岡山っ子 育成局	保育・幼児教 育課	個別30 給食調理場における生鮮食品の管理温度は適正か	<p>市立保育園において、10℃を超える生鮮食品を受け入れていたケースがあった。</p> <p>温度測定の徹底と温度管理の徹底を図るべきである。</p>		給食調理員研修会(H28. 6. 28)にて全園に周知・徹底を行った。
33	岡山っ子 育成局	保育・幼児教 育課	個別09 学校園がPTA会費又は保護者会費の徴収、管理等を行っている場合、PTA等と事務処理等の委任契約書を作成しているか	<p>PTA会費を徴収する主体は幼稚園であるものの、委任契約書を作成していなかったため、作成すべきである。</p>	(市立幼稚園) 大元幼稚園	委任契約書を作成し、PTAと委任契約を締結した。
34	岡山っ子 育成局	保育・幼児教 育課	個別11 学校園がPTA会計又は保護者会費を管理している場合、保護者負担金の通帳と銀行印の管理は適正か	<p>PTAの通帳とその他のものが雑然と保管されていた。混同を避けるため、整理すべきである。</p>	(市立幼稚園) 大元幼稚園	整理整頓を徹底することとした。
35	岡山っ子 育成局	保育・幼児教 育課	個別28 情報管理は適正か	<p>園所有のUSBメモリは使用簿があったものの、職員個人のUSBメモリもあり、その数や使用状況について園としては把握していなかった。</p> <p>USBメモリの管理をきちんと行うべきである。</p>	(市立幼稚園) 大元幼稚園	「岡山市情報セキュリティポリシー」及び「岡山市情報セキュリティ全庁共通手順」の遵守を徹底した。
36	岡山っ子 育成局	保育・幼児教 育課	個別04 保護者負担金(給食費を除く。)の管理は適正か	<p>牛乳代の返金について、返金時に領収書を受け取らず、後日領収書を持参してもらうようにしていた。そのため、返金はしたものの、領収書を受領していないケースが何件もあった。</p> <p>領収書がないと本当に返金したかわからないため、現金の交付と引換えに領収書を受け取るようにすべきである。</p>	(市立幼稚園) 鹿田幼稚園	領収証の受領もれがないよう、確実に受け渡しを行い、定期的に確認することとした。
37	岡山っ子 育成局	保育・幼児教 育課	個別09 学校園がPTA会費又は保護者会費の徴収、管理等を行っている場合、PTA等と事務処理等の委任契約書を作成しているか	<p>PTA会費を徴収する主体は幼稚園であるものの、委任契約書を作成していなかったため、作成すべきである。</p>	(市立幼稚園) 鹿田幼稚園	委任契約書を作成し、PTAと委任契約を締結した。

【指摘事項】

番号	対象部局	担当課	監査項目	監査結果	補足情報 (学校園名等)	措置内容
38	岡山っ子育成局	保育・幼児教育課	個別09 学校園がPTA 会費又は保護者会費の徴収、管理等を行っている場合、PTA等と事務処理等の委任契約書を作成しているか	PTA 会費を徴収する主体は幼稚園であるものの、委任契約書を作成していなかったため、作成すべきである。	(市立幼稚園) 吉備東幼稚園	委任契約書を作成し、PTAと委任契約を締結した。
39	岡山っ子育成局	保育・幼児教育課	個別09 学校園がPTA 会費又は保護者会費の徴収、管理等を行っている場合、PTA等と事務処理等の委任契約書を作成しているか	PTA 会費を徴収する主体は幼稚園であるものの、委任契約書を作成していなかったため、作成すべきである。	(市立幼稚園) 陵南幼稚園	委任契約書を作成し、PTAと委任契約を締結した。
40	岡山っ子育成局	保育・幼児教育課	個別28 情報管理は適正か	個人情報情報はUSB メモリに保存し、園長が管理していた。他の職員が使用する場合は、その都度園長に申し出るという方法をとっていたが、USB メモリの数や利用記録簿は不明であったため、利用記録簿を作成すべきである。	(市立幼稚園) 陵南幼稚園	「岡山市情報セキュリティポリシー」及び「岡山市情報セキュリティ全庁共通手順」の遵守を徹底した。
41	岡山っ子育成局	保育・幼児教育課	個別09 学校園がPTA 会費又は保護者会費の徴収、管理等を行っている場合、PTA等と事務処理等の委任契約書を作成しているか	PTA 会費を徴収する主体は幼稚園であるものの、委任契約書を作成していなかったため、作成すべきである。	(市立幼稚園) 幡多幼稚園	委任契約書を作成し、PTAと委任契約を締結した。
42	岡山っ子育成局	保育・幼児教育課	個別04 保護者負担金(給食費を除く。)の管理は適正か	領収書と通帳口座の数字が70円分合致していなかった。	(市立幼稚園) 古都幼稚園	保護者への返金額が70円生じており、返金した。今後は適正管理に努める。
43	岡山っ子育成局	保育・幼児教育課	個別09 学校園がPTA 会費又は保護者会費の徴収、管理等を行っている場合、PTA等と事務処理等の委任契約書を作成しているか	PTA 会費を徴収する主体は幼稚園であるものの、委任契約書を作成していなかったため、作成すべきである。	(市立幼稚園) 古都幼稚園	委任契約書を作成し、PTAと委任契約を締結した。
44	岡山っ子育成局	保育・幼児教育課	個別09 学校園がPTA 会費又は保護者会費の徴収、管理等を行っている場合、PTA等と事務処理等の委任契約書を作成しているか	PTA 会費を徴収する主体は幼稚園であるものの、委任契約書を作成していなかったため、作成すべきである。	(市立幼稚園) 千種幼稚園	委任契約書を作成し、PTAと委任契約を締結した。
45	岡山っ子育成局	保育・幼児教育課	個別09 学校園がPTA 会費又は保護者会費の徴収、管理等を行っている場合、PTA等と事務処理等の委任契約書を作成しているか	PTA 会費を徴収する主体は幼稚園であるものの、委任契約書を作成していなかったため、作成すべきである。	(市立幼稚園) 江西幼稚園	委任契約書を作成し、PTAと委任契約を締結した。

【指摘事項】

番号	対象部局	担当課	監査項目	監査結果	補足情報 (学校園名等)	措置内容
46	岡山っ子育成局	保育・幼児教育課	個別09 学校園がPTA 会費又は保護者会費の徴収、管理等を行っている場合、PTA等と事務処理等の委任契約書を作成しているか	PTA 会費を徴収する主体は幼稚園であるものの、委任契約書を作成していなかったため、作成すべきである。	(市立幼稚園) 芳明幼稚園	委任契約書を作成し、PTAと委任契約を締結した。
47	岡山っ子育成局	保育・幼児教育課	個別11 学校園がPTA 会計又は保護者会会計を管理している場合、保護者負担金の通帳と銀行印の管理は適正か	通帳及び銀行印が耐火書庫内に保管されており、同じ場所で管理されていたため、別々に保管すべきである。	(市立幼稚園) 芳明幼稚園	通帳と印は別々に保管するようにした。
48	岡山っ子育成局	保育・幼児教育課	個別09 学校園がPTA 会費又は保護者会費の徴収、管理等を行っている場合、PTA等と事務処理等の委任契約書を作成しているか	PTA 会費を徴収する主体は幼稚園であるものの、委任契約書を作成していなかったため、作成すべきである。	(市立幼稚園) 御津幼稚園	委任契約書を作成し、保護者会と委任契約を締結することとした。
49	岡山っ子育成局	保育・幼児教育課	個別06 現金の収入と管理方法は適正か	絵本代などの現金を長時間園で保管しており、通帳で管理すべきである。	(市立保育園) 清輝保育園	極力現金を置かないようにし、長期間にわたるような場合は通帳での管理も含め、適正管理に努めることとした。
50	岡山っ子育成局	保育・幼児教育課	個別08 保護者負担金を、校長、園長等が立て替えていないか	職員が用品代等を立て替えていたが、かかるやり方はやめるべきである。	(市立保育園) 清輝保育園	用品代の立て替えはやめ、金額の不足が生じないよう保護者への連絡を徹底した。
51	岡山っ子育成局	保育・幼児教育課	個別09 学校園がPTA 会費又は保護者会費の徴収、管理等を行っている場合、PTA等と事務処理等の委任契約書を作成しているか	保護者会費を徴収する主体は保育園であるものの、委任契約書を作成していなかったため、作成すべきである。	(市立保育園) 清輝保育園	委任契約書を作成し、保護者会と委任契約を締結することとした。
52	岡山っ子育成局	保育・幼児教育課	個別04 保護者負担金(給食費を除く。)の管理は適正か	お米代及び用品会計の平成26年度の金銭出納簿を破棄していた。 お米代については、決算書(保護者公表用)と領収書・請求書綴りは残っており、決算書の様式及び領収書等の綴り方、過去及び平成27年度の金銭出納簿から適正に記録されていたと推察されるが、金銭出納簿の整備・保管が必要である。 用品会計については、出納をエクセルで管理しており印刷等を行っておらず、エクセルデータを廃棄したため平成26年度の出納簿を確認できなかった。パソコンで管理していたということは第三者が確認していない可能性があり、金銭出納簿の整備・保管が必要である。	(市立保育園) 南方保育園	金銭出納簿の整備、保存を徹底することとした。
53	岡山っ子育成局	保育・幼児教育課	個別09 学校園がPTA 会費又は保護者会費の徴収、管理等を行っている場合、PTA等と事務処理等の委任契約書を作成しているか	保護者会費を徴収する主体は保育園であるものの、委任契約書を作成していなかったため、作成すべきである。	(市立保育園) 南方保育園	委任契約書を作成し、保護者会と委任契約を締結することとした。

【指摘事項】

番号	対象部局	担当課	監査項目	監査結果	補足情報 (学校園名等)	措置内容
54	岡山っ子育成局	保育・幼児教育課	個別23 備品の管理は適正か	備品の棚卸を行っていなかったため、行うべきである。	(市立保育園) 南方保育園	毎年、備品管理の徹底を図るようにした。
55	岡山っ子育成局	保育・幼児教育課	個別24 消耗品の管理は適切か	消耗品の棚卸を行っていなかったため、行うべきである。	(市立保育園) 南方保育園	整理、整頓を含め、在庫管理を適正に行うようにした。
56	岡山っ子育成局	保育・幼児教育課	個別06 現金の収入と管理方法は適正か	現金は鍵つきロッカーに保管されていたが、鍵がかかっていなかった。	(市立保育園) 牟佐保育園	現金を保管する際には、鍵つきロッカーに保管し、鍵をかけるよう徹底した。
57	岡山っ子育成局	保育・幼児教育課	個別09 学校園がPTA 会費又は保護者会費の徴収、管理等を行っている場合、PTA等と事務処理等の委任契約書を作成しているか	保護者会費を徴収する主体は保育園であるものの、委任契約書を作成していなかったため、作成すべきである。	(市立保育園) 牟佐保育園	委任契約書を作成し、保護者会と委任契約を締結することとした。
58	岡山っ子育成局	保育・幼児教育課	個別06 現金の収入と管理方法は適正か	お米代が現金のまま保管されていたが、通帳で管理すべきである。	(市立保育園) 巖井保育園	極力現金を置かないようにし、長期間にわたるような場合は通帳での管理も含め、適正管理に努めることとした。
59	岡山っ子育成局	保育・幼児教育課	個別09 学校園がPTA 会費又は保護者会費の徴収、管理等を行っている場合、PTA等と事務処理等の委任契約書を作成しているか	保護者会費を徴収する主体は保育園であるものの、委任契約書を作成していなかったため、作成すべきである。	(市立保育園) 巖井保育園	委任契約書を作成し、保護者会と委任契約を締結することとした。
60	岡山っ子育成局	保育・幼児教育課	個別23 備品の管理は適正か	バッテリーが切れて使用できないデジカメが鍵付き書庫内に保管されていた。	(市立保育園) 巖井保育園	使用できないことを確認し、廃棄処分した。
61	岡山っ子育成局	保育・幼児教育課	個別30 給食調理場における生鮮食品の管理温度は適正か	ひきわり納豆が10℃を超える温度で納品されていた。	(市立保育園) 巖井保育園	計測方法の見直しを行い、納品時に問題がある場合は、業者指導を行っている。
62	岡山っ子育成局	保育・幼児教育課	個別04 保護者負担金(給食費を除く。)の管理は適正か	絵本の納品書が引越しの荷物移動の際に紛失していた。また、お米代をいつ徴収したかが分からないとのことであった。	(市立保育園) 中山保育園	納品書は適正に管理し、お米代は出納簿を作成することとした。
63	岡山っ子育成局	保育・幼児教育課	個別09 学校園がPTA 会費又は保護者会費の徴収、管理等を行っている場合、PTA等と事務処理等の委任契約書を作成しているか	保護者会費を徴収する主体は保育園であるものの、委任契約書を作成していなかったため、作成すべきである。	(市立保育園) 中山保育園	委任契約書を作成し、保護者会と委任契約を締結することとした。
64	岡山っ子育成局	保育・幼児教育課	個別23 備品の管理は適正か	平成26年度は、認定こども園に移行するための準備等で忙しく、備品のチェックを行えていなかったため、チェックすべきである。	(市立保育園) 中山保育園	毎年、備品管理の徹底を図るようにした。

【指摘事項】

番号	対象部局	担当課	監査項目	監査結果	補足情報 (学校園名等)	措置内容
65	岡山っ子育成局	保育・幼児教育課	個別04 保護者負担金(給食費を除く。)の管理は適正か	用品会計について、進級時期(2月～3月)の領収書・請求書はあるものの、出納簿を作成していなかった。用品会計については、入金と出金を出納簿で記録し保管すること、領収書・請求書・納品書等は整理・保管すること、市の書類を自宅で保管することを止めること、第三者が必ず確認することがそれぞれ必要である。	(市立保育園) 緑保育園	用品会計は、進級時期についても出納簿を作成し、領収書・請求書・納品書等は、園で整理・保管、確認をすることとした。
66	岡山っ子育成局	保育・幼児教育課	個別04 保護者負担金(給食費を除く。)の管理は適正か	用品会計について、進級時期以外は出納簿があるものの、領収書・請求書等は保管していなかった。	(市立保育園) 緑保育園	領収書・請求書・納品書等は、園で保管することとした。
67	岡山っ子育成局	保育・幼児教育課	個別04 保護者負担金(給食費を除く。)の管理は適正か	領収書・請求書等は毎年廃棄しており、監査時(平成27年11月20日)に前任の担当者が廃棄するため自宅で保管していた。	(市立保育園) 緑保育園	領収書・請求書・納品書等は、園で保管することとした。
68	岡山っ子育成局	保育・幼児教育課	個別04 保護者負担金(給食費を除く。)の管理は適正か	出納簿については、集金状況は確認できるものの業者への支払いは業者名と日付のみで出金は確認できなかった。	(市立保育園) 緑保育園	出納簿への記載を確実に行うようにした。
69	岡山っ子育成局	保育・幼児教育課	個別05 保護者負担金について、納品書、請求書、領収書等の記載は適正になされているか	用品会計の領収書等は廃棄しており、保管していなかった。	(市立保育園) 緑保育園	領収書等は、園で保管することとした。
70	岡山っ子育成局	保育・幼児教育課	個別06 現金の収入と管理方法は適正か	用品会計の出納は概ね通帳に入出金の内容を記載して管理していたが、記載もれが多く、通帳だけでは内容が確認できない出金があった。 預金通帳で管理する以上、預金出納簿を作成すること、領収書を入手することがそれぞれ必要である。	(市立保育園) 緑保育園	出入金の内容確認ができるよう整備した。
71	岡山っ子育成局	保育・幼児教育課	個別08 保護者負担金を、校長、園長等が立て替えていないか	米代について、職員が恒常的に立て替えていた。 米代は先に保護者や職員から入金があるため、立て替えをすること自体不可解であり、立て替えは厳に慎むべきである。	(市立保育園) 緑保育園	米代は入金されたお金で支払うこととした。
72	岡山っ子育成局	保育・幼児教育課	個別09 学校園がPTA会費又は保護者会費の徴収、管理等を行っている場合、PTA等と事務処理等の委任契約書を作成しているか	保護者会費を徴収する主体は保育園であるものの、委任契約書を作成していなかったため、作成すべきである。	(市立保育園) 緑保育園	委任契約書を作成し、保護者会と委任契約を締結することとした。
73	岡山っ子育成局	保育・幼児教育課	個別23 備品の管理は適正か	備品の棚卸しを行っていないため、行うべきである。	(市立保育園) 緑保育園	毎年、備品管理の徹底を図るようとした。
74	岡山っ子育成局	保育・幼児教育課	個別24 消耗品の管理は適切か	消耗品の棚卸しを行っていないため、行うべきである。	(市立保育園) 緑保育園	整理、整頓を含め、在庫管理を適正に行うようとした。
75	岡山っ子育成局	保育・幼児教育課	個別06 現金の収入と管理方法は適正か	お米代等の現金は、通帳で管理すべきである。	(市立保育園) 野谷保育園	極力現金を置かないようにし、長期間にわたるような場合は通帳での管理も含め、適正管理に努めることとした。

【指摘事項】

番号	対象部局	担当課	監査項目	監査結果	補足情報 (学校園名等)	措置内容
76	岡山っ子育成局	保育・幼児教育課	個別09 学校園がPTA 会費又は保護者会費の徴収、管理等を行っている場合、PTA等と事務処理等の委任契約書を作成しているか	保護者会費を徴収する主体は保育園であるものの、委任契約書を作成していなかったため、作成すべきである。	(市立保育園) 野谷保育園	委任契約書を作成し、保護者会と委任契約を締結することとした。
77	岡山っ子育成局	保育・幼児教育課	個別04 保護者負担金(給食費を除く。)の管理は適正か	一時保育の領収書に金額の記載がないものがあった。	(市立保育園) 御津南保育園	必ず金額の記載を確認することとした。
78	岡山っ子育成局	保育・幼児教育課	個別06 現金の収入と管理方法は適正か	現金は、通帳で管理すべきである。	(市立保育園) 御津南保育園	極力現金を置かないようにし、長期間にわたるような場合は通帳での管理も含め、適正管理に努めることとした。
79	岡山っ子育成局	保育・幼児教育課	個別09 学校園がPTA 会費又は保護者会費の徴収、管理等を行っている場合、PTA等と事務処理等の委任契約書を作成しているか	保護者会費を徴収する主体は保育園であるものの、委任契約書を作成していなかったため、作成すべきである。	(市立保育園) 御津南保育園	委任契約書を作成し、保護者会と委任契約を締結することとした。
80	岡山っ子育成局	保育・幼児教育課	個別13 公費で購入すべきものをPTA 会費又は保護者会費で購入していないか	平成26年度に保護者会から寄附があったとのことであるが、その採納に関する書面が見当たらなかった。	(市立保育園) 御津南保育園	書面の保管に留意し適正採納に努めることとした。
81	岡山っ子育成局	保育・幼児教育課	個別30 給食調理場における生鮮食品の管理温度は適正か	牛乳が10℃を越える温度で納品されていた。	(市立保育園) 御津南保育園	計測方法の見直しを行い、納品時に問題がある場合は、業者指導を行っている。
82	岡山っ子育成局	保育・幼児教育課	個別06 現金の収入と管理方法は適正か	現金の保管は、鍵付きのロッカーに保管していた。基本的に集金後すぐに業者に支払っているが、年度初めは注文量が多く、最長1か月程度は現金を保管するようになっていた。 また、写真代についても、業者に渡すまで事務機の鍵付きの引き出しに入れていた。 現金で保管せず、通帳で管理すべきである。	(市立保育園) 建部保育園	極力現金を置かないようにし、長期間にわたるような場合は通帳での管理も含め、適正管理に努めることとした。
83	岡山っ子育成局	保育・幼児教育課	個別09 学校園がPTA 会費又は保護者会費の徴収、管理等を行っている場合、PTA等と事務処理等の委任契約書を作成しているか	保護者会費を徴収する主体は保育園であるものの、委任契約書を作成していなかったため、作成すべきである。	(市立保育園) 建部保育園	委任契約書を作成し、保護者会と委任契約を締結することとした。
84	岡山っ子育成局	保育・幼児教育課	個別30 給食調理場における生鮮食品の管理温度は適正か	食材納入管理帳簿の記載によると、牛乳15℃、バター12℃、チーズ25℃などがあった。	(市立保育園) 建部保育園	計測方法の見直しを行い、納品時に問題がある場合は、業者指導を行っている。
85	岡山っ子育成局	保育・幼児教育課	個別04 保護者負担金(給食費を除く。)の管理は適正か	米代、蟻虫検査代、絵本・用品代について、決算書は作られておらず、監査も受けていなかった。 また、保護者への報告も行われていなかった。	(市立保育園) 旭東保育園	それぞれ現金出納簿を作成することとし、保護者への報告を行うようにした。

【指摘事項】

番号	対象部局	担当課	監査項目	監査結果	補足情報 (学校園名等)	措置内容
86	岡山っ子育成局	保育・幼児教育課	個別05 保護者負担金について、納品書、請求書、領収書等の記載は適正になされているか	領収書は封筒に入れて束で管理しており、綴られていなかった。	(市立保育園) 旭東保育園	領収書は、日付順に綴って保管することとした。
87	岡山っ子育成局	保育・幼児教育課	個別06 現金の収入と管理方法は適正か	お米代、蟻虫検査代等の現金は、通帳で管理すべきである。	(市立保育園) 旭東保育園	極力現金を置かないようにし、長期間にわたるような場合は通帳での管理も含め、適正管理に努めることとした。
88	岡山っ子育成局	保育・幼児教育課	個別09 学校園がPTA会費又は保護者会費の徴収、管理等を行っている場合、PTA等と事務処理等の委任契約書を作成しているか	保護者会費を徴収する主体は保育園であるものの、委任契約書を作成していなかったため、作成すべきである。	(市立保育園) 旭東保育園	委任契約書を作成し、保護者会と委任契約を締結することとした。
89	岡山っ子育成局	保育・幼児教育課	個別06 現金の収入と管理方法は適正か	現金や通帳を鍵付きのロッカーに保管していた。 また、ロッカー内に保護者会のもの(保護者会費について記帳するノート等)を入れるバッグがあり、その中に、所有者不明の現金が入った財布があった。	(市立保育園) 神下保育園	保護者会へ返金した。
90	岡山っ子育成局	保育・幼児教育課	個別09 学校園がPTA会費又は保護者会費の徴収、管理等を行っている場合、PTA等と事務処理等の委任契約書を作成しているか	保護者会費を徴収する主体は保育園であるものの、委任契約書を作成していなかったため、作成すべきである。	(市立保育園) 神下保育園	委任契約書を作成し、保護者会と委任契約を締結することとした。
91	岡山っ子育成局	保育・幼児教育課	個別16 学校園において、学校園指定物品について、学校園が代金を徴収、管理していないか	用品会計について、保護者会費の通帳と同じ通帳で管理していたが、通帳に入れないで現金のまま業者に支払っていたケースが見られた。 ノートでは管理できているものの、追って検証できないことになりかねないので、通帳に必ず入れるべきである。	(市立保育園) 神下保育園	極力現金を置かないようにし、長期間にわたるような場合は通帳での管理も含め、適正管理に努めることとした。
92	岡山っ子育成局	保育・幼児教育課	個別06 現金の収入と管理方法は適正か	給食費、蟻虫検査代及び職員の給食費等の現金を、鍵付きロッカーに保管していたが、現金は通帳で管理すべきである。	(市立保育園) 可知保育園	極力現金を置かないようにし、長期間にわたるような場合は通帳での管理も含め、適正管理に努めることとした。
93	岡山っ子育成局	保育・幼児教育課	個別06 現金の収入と管理方法は適正か	用品代について、一度預かった後に業者に渡しており、預かった後は、鍵付き書庫に保管しているが、約2か月間、現金で保管しているケースがあった。 現金で保管せず、通帳で管理すべきである。	(市立保育園) 可知保育園	極力現金を置かないようにし、長期間にわたるような場合は通帳での管理も含め、適正管理に努めることとした。
94	岡山っ子育成局	保育・幼児教育課	個別08 保護者負担金を、校長、園長等が立て替えていないか	用品代について、平成26年4月28日に160円立て替えていた。	(市立保育園) 可知保育園	用品代の立て替えはやめ、金額の不足が生じないよう保護者への連絡を徹底することとした。

【指摘事項】

番号	対象部局	担当課	監査項目	監査結果	補足情報 (学校園名等)	措置内容
95	岡山っ子育成局	保育・幼児教育課	個別09 学校園がPTA 会費又は保護者会費の徴収、管理等を行っている場合、PTA等と事務処理等の委任契約書を作成しているか	保護者会費を徴収する主体は保育園であるものの、委任契約書を作成していなかったため、作成すべきである。	(市立保育園) 可知保育園	委任契約書を作成し、保護者会と委任契約を締結することとした。
96	岡山っ子育成局	保育・幼児教育課	個別06 現金の収入と管理方法は適正か	金庫はなく、鍵のかかるロッカーと机の引き出しに現金を保管していたが、現金は通帳で管理すべきである。ただし、公的支払金と私的支払金とで保管場所を別にし、鍵の保管場所も担当者のみが把握するようにしていた。	(市立保育園) 錦保育園	極力現金を置かないようにし、長期間にわたるような場合は通帳での管理も含め、適正管理に努めることとした。
97	岡山っ子育成局	保育・幼児教育課	個別09 学校園がPTA 会費又は保護者会費の徴収、管理等を行っている場合、PTA等と事務処理等の委任契約書を作成しているか	保護者会費を徴収する主体は保育園であるものの、委任契約書を作成していなかったため、作成すべきである。	(市立保育園) 錦保育園	委任契約書を作成し、保護者会と委任契約を締結することとした。
98	岡山っ子育成局	保育・幼児教育課	個別11 学校園がPTA 会計又は保護者会会計を管理している場合、保護者負担金の通帳と銀行印の管理は適正か	通帳は、金庫付きロッカー以外の普通のロッカーから出し入れしていた。	(市立保育園) 錦保育園	通帳は金庫付きロッカーに保管することとした。
99	岡山っ子育成局	保育・幼児教育課	個別03 保護者負担金(給食費を除く。)の徴収は適正か	お米代が年度末精算されていなかった。 具体的には平成21年度末393円、平成22年度末1,100円、平成23年度末1,158円、平成24年度末1,914円、平成25年度末3,511円未精算で、次年度に繰り越されていた。平成26年度については残高は残っておらず、適正に処理されていた。 年度内に使用する等措置が必要である。	(市立保育園) 彦崎保育園	お米代は、年度内に使用することとし、残金は適正に精算する措置をとることとした。
100	岡山っ子育成局	保育・幼児教育課	個別05 保護者負担金について、納品書、請求書、領収書等の記載は適正になされているか	納品書、請求書に日付の記載がない業者が1社あった。	(市立保育園) 彦崎保育園	納品書・請求書を記載するよう、業者への指導を行った。
101	岡山っ子育成局	保育・幼児教育課	個別06 現金の収入と管理方法は適正か	年度末や年度始めに多額の現金を保管していた。 絵本代は、ある程度集金した段階で業者に電話し注文するため、その間鍵付きロッカーに保管していた。また、別室の鍵付きロッカーに職員の懇親会費を保管していた。 現金で保管せず、通帳で管理すべきである。	(市立保育園) 彦崎保育園	極力現金を置かないようにし、長期間にわたるような場合は通帳での管理も含め、適正管理に努めることとした。
102	岡山っ子育成局	保育・幼児教育課	個別09 学校園がPTA 会費又は保護者会費の徴収、管理等を行っている場合、PTA等と事務処理等の委任契約書を作成しているか	保護者会費を徴収する主体は保育園であるものの、委任契約書を作成していなかったため、作成すべきである。	(市立保育園) 彦崎保育園	委任契約書を作成し、保護者会と委任契約を締結することとした。

【指摘事項】

番号	対象部局	担当課	監査項目	監査結果	補足情報 (学校園名等)	措置内容
103	岡山っ子 育成局	保育・幼児教 育課	個別06 現金の収入と管理方 法は適正か	現金を、鍵付きロッカーに保管していたが、その都度かけてい なかった。	(市立保育園) 七区保育園	現金を管理する際には、鍵をかけることとし、使用後は、その 都度鍵をかけることとした。
104	岡山っ子 育成局	保育・幼児教 育課	個別06 現金の収入と管理方 法は適正か	用品代、お米代、バス代など子どもから集金したお金は、預金 口座に入れると利子がつくため、預金に入れまいと本市 から指導があったという理由で、業者に支払うまで約10日間現 金で保管していた。	(市立保育園) 七区保育園	極力現金を置かないようにし、長期間にわたるような場合は通 帳での管理も含め、適正管理に努めることとした。
105	岡山っ子 育成局	保育・幼児教 育課	個別09 学校園がPTA 会費 又は保護者会費の徴収、管 理等を行っている場合、PTA 等と事務処理等の委任契約 書を作成しているか	保護者会費を徴収する主体は保育園であるものの、委任契約 書を作成していなかったため、作成すべきである。	(市立保育園) 七区保育園	委任契約書を作成し、保護者会と委任契約を締結することとし た。

平成27年度包括外部監査結果に対する措置通知

平成28年9月30日現在で改善措置を講じた事項

【意見事項】

番号	対象部局	担当課	監査項目	監査結果	補足情報 (学校園名等)	措置内容
1	岡山っ子 育成局	・こども企画 総務課 ・保育・幼児 教育課	全体01 教育費, 保育費の一 般会計に占める割合は他の 政令市と比べて適正か	本市は, 他の政令市に比べて保育費の割合が高いことを踏ま え, その原因が本市独自の保育特別委託費等や市立保育園の 割合が高いことなどにあるのか, 又は保育に係る事業の効率性 に何か問題があるのかを分析, 検討するとともに, 喫緊の人口 減少化対策に向けた資源の集中のための方策を検討すべきで ある。		人口減少(少子化)対策において, 待機児童の解消は喫緊の 課題であると認識しており, 保育費としての支出は一定程度や むを得ないものであるが, 限られた資源を有効活用するため にも, 量的拡充及び質の改善に向けて, 引き続き効果的な執行に 努める。
2	・総務局 ・岡山っ子 育成局	・人事課 ・保育・幼児 教育課	全体02 教育, 保育に係る行 政体制は合理的か	保育園の正規職員率については, 保育の現場における保育 士の安定的な確保, さまざまな保育需要への対応, 保育現場の 事故リスク等の軽減, 幼児教育と保育の一体的な提供の方向 へ進む中で, 保育士の正規職員率の増加を含む適切な職員の 配置を検討すべきである。		関係部局間で協議・検討し, より適切な職員配置に努める。
3	・総務局 ・岡山っ子 育成局	・人事課 ・保育・幼児 教育課	全体02 教育, 保育に係る行 政体制は合理的か	安定かつ充実した保育にとって, 正規職員比率のみが重要で はないが, 本市が他の政令市と比べて市立保育園の正規職員 比率が低いことを踏まえ, 保育現場における保育士の安定的な 確保, さまざまな保育需要への対応, 保育現場のリスクの軽 減, 幼児教育と保育の一体的な提供の方向性の中で, 保育士 の正規職員率の増加を含む適切な職員の配置を検討すべきで ある。		関係部局間で協議・検討し, より適切な職員配置に努める。
4	・総務局 ・岡山っ子 育成局	・人事課 ・保育・幼児 教育課	全体02 教育, 保育に係る行 政体制は合理的か	正規保育士が同時に複数人産休に入り, 代替が臨時職員で あると, 残りの正規保育士の負担が増え, 保育上のリスクが高 まるので, 適切な職員の配置を検討すべきである。		育休代替職員の採用を進めるとともに, 関係部局間で協議・ 検討し, より適切な職員配置に努める。
5	岡山っ子 育成局	就園管理課	全体04 幼稚園授業料の収 入は適正か	幼稚園授業料収納率については, 保育料と異なり, 本市は他 の政令市との比較を行っていないが, 他の政令市等との比較で 収納率が高いか低いかの現状認識及び他の政令市の収納率 向上のための方策を参考にすべきであるので, 他の政令市の 状況を把握すべきである。		政令市への調査の中では, 口座振替率が高く, 現年度の徴収 率がほぼ100%で, 債権を発生させていない事例が見受けら れた。このことから, 今後口座振替率をさらに向上させるよう な取り組みを行うと共に, 園とも連携しながら, まずは現年分の収納 勧奨を徹底し収納率を高めていきたい。
6	岡山っ子 育成局	就園管理課	全体04 幼稚園授業料の収 入は適正か	幼稚園授業料は保育料と異なり, 自力執行権がないため, 料 金課で管理されていない。 しかし, 幼稚園授業料も債務名義さえ取りさえすれば, 税債権 と同様に強制執行力を持つこと, 債務者の資力等の情報を共有 できること, 強制執行等のノウハウを共有する方が合理的であ ることなどから, 幼稚園授業料のような非強制執行的な債権に ついては一元的な管理をされたい。		現年での徴収をより徹底していく中で, 非強制徴収債権である 幼稚園授業料については, 債権管理条例が制定されたことか ら, まずは条例及び債権管理の手引きに基づき債権の回収に 取り組むこととする。
7	岡山っ子 育成局	就園管理課	全体04 幼稚園授業料の収 入は適正か	居所不明については, 早期かつ機動的な住民記録の調査等 により回収の徹底を図り, 生活困窮については, 園への問い合 わせ, 本人への電話連絡等により実状把握に努めるとともに, 法的措置も含めた回収を行い, 収納率のさらなる向上に努める べきである。		政令市への調査を基に, 有効な取り組み策の情報を収集すると ともに, 債権管理条例・債権管理の手引きに基づく処理を行うこ ととし, 収納率の向上に取り組んでいる。

【意見事項】

番号	対象部局	担当課	監査項目	監査結果	補足情報 (学校園名等)	措置内容
8	・財政局 ・岡山っ子 育成局	・料金課 ・就園管理課	全体05 保育料の収入は適正か	本市の保育料の収納率は91.51%で、20政令市中18位と低くなっている。 収納率の高い浜松市では福祉事務所と連携して収納率の向上に努力しているようであるので、収納率の高い市の収入方法を検討するなどして、保育料の収納率のアップを図るべきである。		平成28年5月に浜松市幼児教育・保育課に電話照会したところ、コンビニ収納や徴収委託など特別な措置を講じている訳ではなく、徴収事務を担当する各区(社会福祉課)で滞納が発生したら、早い段階で電話催告、訪問などをこまめに実施しているとのことであった。当市では料金課において滞納整理を一括して行っているが、引き続き滞納初期の訪問指導や電話催告の拡充、効率化を図り、収納率向上に取り組んでいく。
9	岡山っ子 育成局	就園管理課	全体06 待機児童対策は適正か	本当に保育が必要な人に保育を供給するという理念が実現できるよう、保育利用調整基準点数表については、保育園長など有識者を交えて、その内容を随時是正できるような仕組みを設けるべきである。		これまでの公立・私立園長会に加え、子ども・子育て会議においても委員の意見を伺うこととした。
10	岡山っ子 育成局	こども園推進課	全体06 待機児童対策は適正か	本市は、少子化対策が喫緊の課題であることを重く受け止めるとともに、求職中の場合や育休、産休からの復帰等の際に、保育園に子どもを預けられず、女性が就職できなければ大きな社会的損失になることを重く受け止め、他の政令市で待機児童が0の市があることから、待機児童が発生しないための方策を確立すべきである。		待機児童の解消に向けて、保育所の新設や小規模保育事業の募集等により、保育の受け皿の拡大を図っている。
11	岡山っ子 育成局	保育・幼児教育課	全体06 待機児童対策は適正か	本市は、潜在保育士から保育士のなり手を確保すべく、保育士に復帰しようとする人に一時金を支給するとか、保育士の悩み相談係を充実するなどの方策を検討するとともに、臨時保育士やパート保育士の時給を上げ、交通費を支給するなどして、臨時保育士やパート保育士のなり手を確保すべきである。		臨時保育士の賃金においては、平成27年4月に日給7,510円を初回7,560円・再度7,610円に、その後、平成28年1月に7,750円に改定した。また、平成28年4月以降、再度の任用を行う場合、社会保険は継続することとした。また、パート保育士の時給を平成27年4月に1,001円から1,014円に改定するなど、勤務条件の改善に努めてきたところである。
12	岡山っ子 育成局	こども園推進課	全体06 待機児童対策は適正か	本市の待機児童数は、政令市中6番目に多くなっている。 また、待機児童数が0の市は7市あることから、本市においても待機児童数が0の政令市の政策を参考にして、待機児童数0を早期に実現すべきである。		待機児童の解消に向けて、保育所の新設や小規模保育事業の募集等により、保育の受け皿の拡大を図っている。
13	岡山っ子 育成局	こども園推進課	全体06 待機児童対策は適正か	本市は保育所の増設を行ってはいるが、保育需要に追いついていない。 将来構想としての30の区域における拠点としての認定こども園を中心に、施設の増設と余裕を持った保育士の配置等を検討すべきである。		市立幼保連携型認定こども園への移行については、平成27年4月に4園、平成28年4月に1園が開園し、現在、平成29年4月の開園に向け、建部保育園においても移行に向けて準備を進めている。
14	岡山っ子 育成局	保育・幼児教育課	全体06 待機児童対策は適正か	保育士・保育所支援センターがさらなる潜在保育士の積極的登録による登録人数の増加が可能となるよう機能を強化すべきである。		平成26年度の登録者数129名に比べ、平成27年度の登録者数は131名と増加したところである。引き続き登録者が増加するよう努める。

【意見事項】

番号	対象部局	担当課	監査項目	監査結果	補足情報 (学校園名等)	措置内容
15	岡山っ子育成局	就園管理課	全体06 待機児童対策は適正か	保護者の保育の希望ニーズの多様化と多様な保育スキームの下、保育の需給を調整すべく、保育コンシェルジュを配置すべきである。 保護者の保育の選択肢の拡充とともに、働き方を変えることで、希望する保育も変わるので、保育コンシェルジュは創業等も含めた女性の働き方やワークライフバランスに係るアドバイスを行える人材を配置すべきである。		平成26年9月より保育利用者支援員として本庁と6福祉事務所に保育士等の資格を持つ嘱託員を10名配置し、保育園等の入園に関する相談・案内業務を行っている。 国の補助制度の内容に合わせた支援業務を行うなかで、相談者の状況を聞き取りながら必要な情報を提供している。
16	岡山っ子育成局	こども園推進課	全体06 待機児童対策は適正か	障害児保育の拠点と併せて、待機児童はもとより、未入園児童0を目指して、求職中の保育や産休明けの保育需要に機動的に対応できる未入園児童対応拠点保育園の整備も図るべきである。		今年度は、昨年度に募集し、すでに施設整備を開始した保育所や小規模保育事業の整備による377人の受け皿の拡大に加え、今年度は地域型保育事業者の募集、企業主導型保育事業等の新設などにより、平成29年4月に向けて保育の受入れ枠の拡大を図っているところである。また、市立幼稚園の余裕教室を活用し、保育所等の入園が決まるまでの間、定期利用による一時預かり事業の実施に向けた準備を進めている。
17	・保健福祉局 ・岡山っ子育成局	・監査指導課 ・保育・幼児教育課	全体07 私立保育園への委託費は適切か	本市は、委託費の支出の適正等をチェックすべく、使途の適正性、合理性も踏まえた監査を工夫すべきである。		平成28年度実施の監査において使途の適正性・合理性を踏まえた証憑書類(会計帳簿、領収書等)のチェックを重点的にやっている。
18	岡山っ子育成局	保育・幼児教育課	全体08 私立保育園への補助金は適正か	アナフィラキシーショックがある児童について、調理士や保育士がアレルギーのある食品を食べさせないように慎重な注意をしていて、かなり手間がかかっているとのことであった。 保育に労力と時間を要している場合には、委託費の加算が行えるように、困難なケースを類型化して、委託費の加算ができるような仕組みを設けるべきである。		子ども・子育て支援新制度開始に伴い、公定価格のなかで、栄養士を活用し、献立やアレルギー、アトピー等への助言や食育等に関する継続的な指導を受ける施設に対する加算が新設され、すでに制度が実施されている。
19	岡山っ子育成局	保育・幼児教育課	全体08 私立保育園への補助金は適正か	本市は私立保育園への補助金の実地調査は行っていない。しかし、岡山市補助金等交付規則第17条で「必要に応じて実地に調査し」とあること、例えば、岡山市私立保育所地域活動事業補助金であれば、小学校低学年児童を実際5人以上受け入れているか確認する必要があるため、適宜、立入検査を行い、補助対象事業の裏付けとなる領収書のチェックなど証憑の確認を行うべきである。		岡山市補助金等交付規則第17条の規定により実地調査は必要に応じて行うものとされており、書類審査により疑義が生じる場合等において、必要に応じ帳簿の閲覧や領収書のチェック等の実地調査を実施している。 なお、例示された「地域活動事業補助金」については平成27年度末で廃止された。
20	岡山っ子育成局	地域子育て支援課	全体10 放課後児童クラブは有効に機能しているか	児童クラブの入会は運営委員会に委ねられており、入会の基準が統一されていないため、本市は入会の基準を示すべきである。		平成28年9月に国から「優先的に受け入れるべき児童の考え方」が示されたことから、同様の内容を盛り込んだ本市の標準基準の改正を行う。
21	岡山っ子育成局	地域子育て支援課	全体10 放課後児童クラブは有効に機能しているか	実地調査は、平成24年度以降大幅に件数が減少している。補助金に係る事務執行の不正、誤り等の発生を防ぐため、事前に調査計画を立てて、計画的に調査を行うべきである。	実地調査状況 H22 13件、H23 17件、H24 17件、H25 2件、H26 1件	今年度、放課後児童クラブアドバイザーが定期的に各放課後児童クラブを訪問し、相談・指導業務を行っている。実地調査については、計画的に行っていく。

【意見事項】

番号	対象部局	担当課	監査項目	監査結果	補足情報 (学校園名等)	措置内容
22	岡山っ子育成局	地域子育て支援課	全体10 放課後児童クラブは有効に機能しているか	未収金が放置されていれば、児童間に不平等が生ずるため、本市は未収金とその管理状況を実地調査において把握し、必要に応じて指導すべきである。		実地調査時や放課後児童クラブアドバイザーが現地訪問した際に現状を把握し、未収金があれば収納管理について注意喚起を行うこととした。
23	岡山っ子育成局	地域子育て支援課	全体11 児童館は有効に機能しているか	児童館については、本市が運営する子育て支援サイト等をさらに活用し、各児童館の特色等をPRしていくべきである。		「児童館だより」に活動内容を掲載し各館の特色をPRしている。「児童館だより」は毎月作成し、市のホームページや子育て応援サイトに掲載しているほか、各児童館周辺の小学校等に配付して周知を図っている。また、児童館のパンフレットを作成しイベントで配布した。
24	岡山っ子育成局	地域子育て支援課	全体11 児童館は有効に機能しているか	大井児童館と興除児童館は利用人数が減少しているため、その原因を調査するとともに、児童等が魅力を感じて来館するような工夫を検討すべきである。		大井児童館及び興除児童館の利用者数減少は、児童館周辺の児童数減少のほか、小学校の統廃合や利用していた親子クラブの解散等が原因と考えられる。減少傾向にある児童館については、今後も引き続き、出前児童館等の実施など、地域の状況にあった活動内容の充実を図っていく。
25	岡山っ子育成局	地域子育て支援課	全体11 児童館は有効に機能しているか	本市全域をカバーする目的で、5か所のふれあいセンターに児童館がそれぞれ設置されているものの、中学校区ごとには設置されていない現状である。子育て支援の実施については、児童館だけでなく、地域子育て支援センター、放課後子ども教室、公民館や子ども会活動など、さまざまな子育て支援も勘案しながら、地域によって支援のバラつきが生じないようその充実に努力されたい。		平成28年度より乳幼児親子対象の子育て支援の充実のため、広域対応の各ふれあい児童館で「地域子育て支援拠点事業」を開始した。各地域間で均一な子育て支援を実施するため、引き続き、地域子育て支援拠点事業の開設や子育て広場などの子育て支援を実施していく。
26	岡山っ子育成局	こども企画総務課	全体14 子育て支援事業は有効に実施されているか	保育サービスや子育て支援環境が不十分であると、女性の労働市場への参入に支障が出ることは明らかであり、このことは本市の経済活性化にとって大きなマイナスである。 本市には、さまざまな行政課題があり、資源は限られてはいるものの、保育と子育ての充実のための施策は、最重点事業として行うべきである。		保育と子育ての充実のための施策は、最重点事業として行うべきであるものと認識しており、先般策定した岡山市長期構想の4つの都市像のひとつに『誰もがあこがれる充実の「子育て・教育都市」』を掲げている。 今後とも最重点事業のひとつとして取り組んでいく。
27	岡山っ子育成局	保育・幼児教育課	全体14 子育て支援事業は有効に実施されているか	今後も特別支援教育・障害児保育の希望者の増加が続くものと予想されるので、受け入れ枠のさらなる拡大のため、施設整備も含め支援体制を充実させるべきである。		拠点園のノウハウ、障害についての実習・研修などを一般園の特別支援教育・障害児保育にも生かし、広く受け入れを行っており、今後も充実させていく。
28	岡山っ子育成局	地域子育て支援課	全体14 子育て支援事業は有効に実施されているか	利用登録者数と利用回数が低迷しているため、産前産後の妊産婦のニーズに沿った利用しやすい制度の見直しを検討すべきである。	シルバー世代産前産後応援事業	平成27年10月に実施した利用者アンケートの結果をもとに、平成28年度から、利用期間を産後3か月から5か月に延長した。
29	岡山っ子育成局	地域子育て支援課	全体14 子育て支援事業は有効に実施されているか	ファミリーサポート事業は、市民に対してさらなる周知を行い、提供会員数を増やし、また、依頼会員のニーズに十分に対応できる体制を整え、利用者増と利用しやすい制度づくりを検討すべきである。		広報紙等への掲載や民生委員等を対象に提供会員の募集活動を実施した。
30	岡山っ子育成局	保育・幼児教育課	全体14 子育て支援事業は有効に実施されているか	今後も特別支援教育・障害児保育の希望者の増加が続くものと考えられるところ、診断書の提出がなされていない発達障害児も含めた障害児のスムーズな受け入れが可能となるよう、特別支援教育支援員と保育士の配置と施設整備も含めた支援体制を充実させるべきである。		障害児保育実施上の指導を担う専任職員であるスーパーバイザーが障害児認定作業を行うことは困難であり、また、民間施設の自己申告による認定手法は補助金の認定手法として不適切と考えている。専門機関からの提出された診断書を拳証とし補助金認定する手法は、他都市や他の同様趣旨の補助事業においても基本的かつ原則的な認定手法であることを確認している。

【意見事項】

番号	対象部局	担当課	監査項目	監査結果	補足情報 (学校園名等)	措置内容
31	岡山っ子育成局	・こども園推進課 ・保育・幼児教育課	全体14 子育て支援事業は有効に実施されているか	幼稚園において、3歳児教育の未入园児童が発生しないよう、市立幼稚園における3歳児教育の拡大と、預かり保育については、職員配置や施設整備等の検討を行い、子育て支援の観点から早急に検討すべきである。		3歳児教育、預かり保育については、幼保連携型認定こども園を整備していく中で実施することとしており、開園した5園の認定こども園全園で実施している。私立保育園から幼保連携型認定こども園へ移行した5園においても実施するなど、私立も含めて取り組んでいる。
32	岡山っ子育成局	こども園推進課	全体14 子育て支援事業は有効に実施されているか	保育の多様化と保護者の保育の選択肢を広げる観点と、民間活力の活用の視点から、事業所内保育園のさらなる整備と拡充と保育の質の向上のための方策を検討すべきである。		今年度は地域型保育事業者の募集、企業主導型保育事業等の新設などにより、平成29年4月に向けて保育の受入れ枠の拡大を図っているところである。
33	岡山っ子育成局	こども園推進課	全体21 市立幼稚園、市立保育園の民営化の推進状況は適切か	幼稚園、保育園の民営化による本市のコストの削減を重視するとともに、関係園の保護者の意見も踏まえながら、民間に任せられるところは民間に任せざることを基本に、民間活力を積極的に活用し、その結果生まれる人員や財源を有効利用し、待機児童の解消に向けて施設の新設や増設等、さらには、子育て支援の充実や今後の市民ニーズの増加への対応等に充てるべきである。		市立幼稚園の民営化については、一部の地域で、地元関係者や保護者等との協議を開始している。
34	岡山っ子育成局	こども園推進課	全体22 認定こども園の進捗状況は適切か	認定こども園は、教育と保育のメリットを統合できる点において優れた制度であるとともに、施設の統合を通じて本市のコストの削減も可能であるので、本市は認定こども園の設立を早急に進めるべきであり、その際、民営化を併せて進めるべきである。		市立幼保連携型認定こども園への移行については、平成27年4月に4園、平成28年4月に1園が開園し、現在、平成29年4月の開園に向け、建部保育園においても移行に向けて準備を進めている。
35	岡山っ子育成局	こども園推進課	全体22 認定こども園の進捗状況は適切か	現在、本市は公としての役割を担う公立施設以外の民営化の方向性は方針としては決定しており、具体的なビジョンを現在、策定しているところである。 この問題は、地元の了解を得るべく努力するなどの点において大変困難なことではあるが、ある程度のプランがないと、民営化が掛け声だけに終わる可能性がある。 現在の公立施設を民営化するのか、民間委託するのか、現在の公立施設を廃止して、新たに私立の認定こども園を建築するのか等地域の保育需要と地域バランスを考えた将来プランを早急に策定の上、地元関係者との協議を進めるべきである。		今後地域の実情も踏まえ、地元関係者や保護者の方々に丁寧に説明し、情報を共有するとともに、理解を得ながら施設の在り方について検討していく。市立幼稚園の民営化については、一部の地域で、地元関係者や保護者等との協議を開始している。
36	岡山っ子育成局	こども総合相談所	全体27 子どもに係る諸機関は有効に機能しているか	子どもの虐待相談の件数は増えているところ、調査(安全確認)、立入調査、臨検・捜索、職権による一時保護等が機動的かつ組織的に行われるよう、警察、検察、弁護士、家庭裁判所等との連携をより機動的かつ専門的に行えるようにするための協議と情報交換の機関を設けるべきである。		既存の連絡会議や合同研修会等に加えて、平成28年6月公布の改正児童福祉法による児童相談所への弁護士配置又は準ずる措置の義務化に対応するため10月から岡山弁護士会の推薦を受けた弁護士5名を非常勤嘱託職員として配置することとしており、こうした取組みや体制により、警察、検察、弁護士、家庭裁判所等との連携強化を図るとともに、要保護児童の保護措置に係る司法関与のあり方等について国の検討動向を注視し、より効果的な連携となるよう努める。

【意見事項】

番号	対象部局	担当課	監査項目	監査結果	補足情報 (学校園名等)	措置内容
37	岡山っ子 育成局	発達障害者 支援センター	全体27 子どもに係る諸機関 は有効に機能しているか	本人や保護者からの最初の相談は電話を基本とする中、教育・医療・保健・福祉・労働等の支援機関とも連携をとりながら支援が必要な人への支援を行っている状況である。 今後も支援が必要な人に必要な支援が行き届くように、支援機関との連携を一層充実させるべきである。		教育・医療・保健・福祉・労働等の様々な支援機関の支援者同士が思いを共有しあい、より良い支援をともに考えていくための研修会を実施しており、平成27年には合計8回開催した。平成28年度においても合計5回開催予定としており、第1回目の開催を9月に行ったところである。
38	岡山っ子 育成局	保育・幼児 教育課	全体29 学校園に対するガバ ナンスは適正になされている か	昨今のクレームの悪質化等にかんがみ、本市はリスクマネジメントの一環として、学校園のクレーム対策の係を設け、学校園からの相談に対し適切な助言を行うとともに、学校園での対応が困難なケースについては、弁護士等と連携して、問題の対応に当たる体制を作るべきである。		不当要求に関する研修の受講により、知識を高めるとともに必要に応じて行政執行適正化推進課へ相談するなど、適切に問題の対応にあたっている。
39	岡山っ子 育成局	保育・幼児 教育課	全体29 学校園に対するガバ ナンスは適正になされている か	クレームに関しては、学校園の現場担当者に、クレーム対応の研修を行うとともに、クレーム事案とその対応等について、情報の共有化を図るべきである。		不当要求に関する研修などの受講により、クレーム対応能力の向上に努めている。
40	岡山っ子 育成局	保育・幼児教 育課	全体29 学校園に対するガバ ナンスは適正になされている か	本市は、私立保育園に対して、外部の苦情相談窓口(第三者委員会)を設置するよう指導している。 しかし、保護者が保育園等に何らかの要求や不満を持った場合に、保育園が自ら選任した相談窓口で相談することは、ケースによっては二の足を踏むリスクがあることから、第三者委員が公平公正に機能するよう本市は適正に指導すべきである。		本年度実施監査において、国通知「社会福祉事業の経営者による福祉サービスに関する苦情解決の仕組みの指針について」の示す内容に適合するかどうか、苦情解決の仕組み、とりわけ第三者委員が公平公正な立場において設置・活用されているかどうかの指導監査の徹底を行っている。
41	岡山っ子 育成局	保育・幼児 教育課	個別05 保護者負担金につ いて、納品書、請求書、領収 書等の記載は適正になされ ているか	そもそも納品書は、学校園が発注したものが正確に納品されているか検取、確認するものである。 宛名がない、業者印がない、日付がないといった納品書は、本当に納品があったのか、違う物品が納品されたのではと疑われる可能性がある。過去岡山市でも、市が発注したものを個人的に使用して刑事事件になった事件は記憶に新しい所である。 請求書は、納品された物品の支払金額が正しいか確認するものである。宛名がない、業者印がない、日付がないといった請求書は、請求金額が正しくない、すなわち過大請求されているのではないかと、支払いに充てずプールしているのではと疑われる可能性がある。 領収書は、確実に支払ったことを支払先が証明するものである。宛名がない、業者印がない、日付がないといった領収書は、業者は支払いを受けていないのではないかと疑われる可能性がある。 以上のとおり、納品書、請求書、領収書は入手する目的がそれぞれ異なるものであり、宛名、業者名と業者印、日付、但し書きなどの形式がある正規の納品書、請求書、領収書を入手することは当然であり、極めて重要である。 したがって、本市の学校園では、上記の形式を備えていない納品書、請求書、領収書は受け取らないように指導を徹底すべきである。		納品書、請求書、領収書を入手するそれぞれの目的を踏まえ、適正に取り扱うよう指導を徹底することとした。

【意見事項】

番号	対象部局	担当課	監査項目	監査結果	補足情報 (学校園名等)	措置内容
42	岡山っ子育成局	保育・幼児教育課	個別13 公費で購入すべきものをPTA会費又は保護者会費で購入していないか	保護者会から毎年多額の寄付を受けることは、本来、本市が公費で購入すべきものを保護者に負担させるリスクがあり、また、保護者に過度な負担を求めるリスクがある。 保護者会の役割は寄付することではないことは明らかであり、保護者会から高額な寄付を受けないこと、寄付を受けてよいものを明確にすること等の検討が必要である。		保護者会からの寄付は、割当的な寄付になっていないか、確認を徹底する。
43	岡山っ子育成局	保育・幼児教育課	個別28 情報管理は適正か	裏紙の使用については、個人情報保護の観点から、また、情報漏洩のリスクの観点からも注意すべきである。今回の監査でも児童の個人名とアレルギー情報が記載された裏紙が堂々と使用されていた。昨年の岡山市包括外部監査でも多数の個人情報に記載された裏紙が使用されていることが確認され、監査人が厳しく指摘したところであり、すべての学校園で個人情報漏洩のリスクがないことを厳重に確認した上で裏紙の使用を行うよう徹底すべきである。		個人情報を含んだ裏紙は使用しないこととし、適正な執行に努めることとした。
44	岡山っ子育成局	保育・幼児教育課	個別28 情報管理は適正か	裏紙を使用しており、個人情報と思われる記載がされた紙があった。 裏紙の使用を厳重にチェックした上で使用するよう徹底すべきである。	(市立幼稚園) 大元幼稚園	個人情報を含んだ裏紙は使用しないこととし、適正な執行に努めることとした。
45	岡山っ子育成局	保育・幼児教育課	個別16 学校園において、学校園指定物品について、学校園が代金を徴収、管理していないか	新入生の制服を購入する際は、業者が園に来るため、保護者が直接業者から購入するが、編入生がいた場合や、上靴等が新たに必要になったときは、園が代金を徴収して、まとめて業者に支払っていたが、かかる運用はやめるべきである。	(市立幼稚園) 吉備東幼稚園	保護者と業者の間での購入を原則とし、幼稚園は必要最低限の関与に止めることとする。
46	岡山っ子育成局	保育・幼児教育課	個別04 保護者負担金(給食費を除く。)の管理は適正か	平成27年2月17日のシルエット観劇代の不足1円が、保護者会事業会計との間で調整されていた。 少なくとも不足金が生じないようにすべきである。	(市立幼稚園) 御津幼稚園	できるだけ過不足金が生じないように留意し、徴収額を決定する。
47	岡山っ子育成局	保育・幼児教育課	個別04 保護者負担金(給食費を除く。)の管理は適正か	可能な限り、過不足金が発生しないようにして、仮に発生した場合は、どのような処理にするのかのルールを作って、保護者への説明責任を果たすべきである。	(市立幼稚園) 御津幼稚園	過不足金が発生した場合、一貫した処理方法を行う。
48	岡山っ子育成局	保育・幼児教育課	個別13 公費で購入すべきものをPTA会費又は保護者会費で購入していないか	平成26年度の寄付(物品)は251,580円(絵本88,120円、人工芝53,460円、プロジェクター110,000円)と高額だった。	(市立保育園) 南方保育園	保護者会から申し出のあった寄付であるが、保護者会から寄付を受ける場合は、割当的な寄付になっていないか、確認を徹底する。
49	岡山っ子育成局	保育・幼児教育課	個別13 公費で購入すべきものをPTA会費又は保護者会費で購入していないか	保護者会からの寄附採納で加湿器(79,999円)があった。なお、平成24年度は集会用テント(160,000円)が保護者会から寄附されていた。	(市立保育園) 巖井保育園	保護者会から申し出のあった寄付であるが、保護者会から寄付を受ける場合は、割当的な寄付になっていないか、確認を徹底する。
50	岡山っ子育成局	保育・幼児教育課	個別13 公費で購入すべきものをPTA会費又は保護者会費で購入していないか	高額な寄付220,000円(空気清浄機8台×27,500円)を受けていた。	(市立保育園) 緑保育園	保護者会から申し出のあった寄付であるが、保護者会から寄付を受ける場合は、割当的な寄付になっていないか、確認を徹底する。

【意見事項】

番号	対象部局	担当課	監査項目	監査結果	補足情報 (学校園名等)	措置内容
51	岡山っ子育成局	保育・幼児教育課	個別29 学校園の現場におけるガバナンスは機能しているか	日常的なパワハラがあったとのことである。今後、学校園からパワハラ等の相談を受けた場合には、本市は専門家も交えて早期に介入して解決を図るべきである。	(市立保育園) 野谷保育園	風通しのよい職場をつくる上で、パワハラ、セクハラ等はあるはず、定期的な職員研修を行っている。パワハラ等の相談があった場合は、適切に対応する。
52	岡山っ子育成局	保育・幼児教育課	個別26 他団体の通帳を管理していないか	使用されなくなった保護者会の通帳が保管されていた。	(市立保育園) 御津南保育園	今後、保護者会が保管することとする。
53	岡山っ子育成局	保育・幼児教育課	個別13 公費で購入すべきものをPTA会費又は保護者会費で購入していないか	保護者会から空気清浄機の寄付を受けていた。	(市立保育園) 建部保育園	保護者会から申し出のあった寄付であるが、保護者会から寄付を受ける場合は、割当的な寄付になっていないか、確認を徹底する。
54	岡山っ子育成局	保育・幼児教育課	個別13 公費で購入すべきものをPTA会費又は保護者会費で購入していないか	平成26年度には保護者会から、ジュータン(12,780円)、カプラ(木板35,200円)、プロジェクター(77,739円)等の寄付を受けていた。	(市立保育園) 旭東保育園	保護者会から申し出のあった寄付であるが、保護者会から寄付を受ける場合は、割当的な寄付になっていないか、確認を徹底する。
55	岡山っ子育成局	保育・幼児教育課	個別13 公費で購入すべきものをPTA会費又は保護者会費で購入していないか	トイレカバー代を保護者会費から支出していた。	(市立保育園) 神下保育園	保護者会から申し出のあった寄付であるが、保護者会から寄付を受ける場合は、割当的な寄付になっていないか、確認を徹底する。
56	岡山っ子育成局	保育・幼児教育課	個別13 公費で購入すべきものをPTA会費又は保護者会費で購入していないか	鋸(3,373円)、枝鋏(1,316円)及び花鋏(3,352円)の寄附を受けていた。	(市立保育園) 可知保育園	保護者会から申し出のあった寄付であるが、保護者会から寄付を受ける場合は、割当的な寄付になっていないか、確認を徹底する。
57	岡山っ子育成局	保育・幼児教育課	個別28 情報管理は適正か	賃金請求書をまとめた裏紙に、平成24年度の経費支出依頼票及び園児の除去食チェックシート(アレルギー等を防ぐためのもの)が使用されていた。 裏紙の使用を厳重にチェックした上で使用するよう徹底すべきである。	(市立保育園) 錦保育園	個人情報を含んだ裏紙は使用しないこととし、適正な執行に努めることとする。
58	岡山っ子育成局	保育・幼児教育課	個別26 他団体の通帳を管理していないか	鍵付きロッカー内に、既に事業が終了した地域交流事業推進委員会名義の通帳があった。	(市立保育園) 彦崎保育園	すでに事業が終了しており、口座を廃止した。
59	岡山っ子育成局	保育・幼児教育課	個別13 公費で購入すべきものをPTA会費又は保護者会費で購入していないか	保護者会から、加湿器(3,758円)と絵本(92冊, 95,800円)の寄附を受けていた。	(市立保育園) 七区保育園	保護者会から申し出のあった寄付であるが、保護者会から寄付を受ける場合は、割当的な寄付になっていないか、確認を徹底する。

岡教企第277号
平成28年11月22日

岡山市監査委員 様

岡山市教育委員会



包括外部監査結果に係る措置状況について（通知）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項に基づき、下記の包括外部監査の結果に対し措置を講じたので、別紙のとおり通知します。

記

（措置対象の監査）

・平成27年度包括外部監査 163項目

以上

平成27年度包括外部監査結果に対する措置通知

平成28年9月30日現在で改善措置を講じた事項

【指摘事項】

番号	対象部局	担当課	監査項目	監査結果	補足情報 (学校園名等)	措置内容
1	教育委員会	保健体育課	全体02 教育、保育に係る行政体制は合理的か	給食調理員に関しては、小学校の正規職員の1人当たりの人件費が約638万円であるのに対し、非正規職員は約202万円と約3分の1であることを踏まえ、小学校給食のさらなる民間委託の推進を検討して、人件費の削減を検討すべきである。		平成20年1月の岡山市学校給食運営検討委員会の「学校給食の在り方について」(提言)に基づき、4つの評価項目を定め、「食に関する指導の充実」、「安全管理・衛生管理」及び「社会的要請に応えた学校給食」の3項目については、毎年、取組状況や達成目標等を同検討委員会の点検・評価を受けながら取り組んでいる。また、「効率的運営」については、民間委託の割合を60%とし、正規職員の退職者数等の状況や業者評価等を勘案しながら民間委託に取り組むとともに、引き続き、直営校においてはパート調理員の導入など多様な雇用形態を活用し、安全性を確保しつつ効率的な運営に取り組んでいく。
2	教育委員会	学事課	全体02 教育、保育に係る行政体制は合理的か	本市は、学校現場における対応困難ケース、特別支援教育充実の必要性が大きいケースについては、県の加配が決められなくても、本市の財源から独自の加配を実施すべきである。		子どもや学級の実態に応じて、本市独自で特別支援教育支援員を配置し、特別支援教育の充実を図っている。
3	教育委員会	学校施設課	全体03 学校園の施設は適正か	本市は、校舎について、耐震診断の着手を早く行うことができているが、文部科学省から要請のあった平成27年度までに校舎の耐震改修が完了できていたと考えられる。 地震災害(建物倒壊)による人命にかかわるリスクがあることを踏まえ、今後かかることのないよう注意すべきである。		計画的に適切かつ迅速な対応を行い、事業を進めている。
4	教育委員会	学事課	全体03 学校園の施設は適正か	過大規模学校においては、①一人ひとりの子どもに、十分目が届きにくく、個に応じた指導が進めにくい。②非常事態時の避難に相当な時間を要する。③教員間での意思疎通や情報共有が不足する等のリスクがあるので、教諭の加配はもとより、非正規の教員やサポーター的職員の加配を検討すべきである。		個に応じたきめ細やかな指導を行うために、加配とは別に本市独自で習熟度別サポート事業を行っているが、25学級(特別支援学級を除く)以上でかつ、教員一人当たりの児童数20人以上の学校規模の小学校には、習熟度別サポーターをさらに一人ずつ加えて配置している。
5	教育委員会	学事課	全体03 学校園の施設は適正か	過小規模校は、①多様な考え方や生き方、多様な学習形態に触れる機会が少なく、視野が狭くなる。②運動会などの学校行事では、少人数のため、種目が限定されて活気に欠けたり、一人ひとりの負担が大きくなったりするなど学校全体の活力が低下する。③教員一人の分掌の負担が大きく、教育活動に集中しにくい等のリスクがある。 しかし、安易に統廃合に走ることなく、教諭の加配はもとより、非正規の教員やサポーター的職員の加配を検討すべきである。		複式学級における授業支援のために、非常勤講師の配置を行っている。また、子どもや学級の実態に応じて特別支援教育支援員等の配置を行っている。
6	教育委員会	保健体育課	全体15 学校給食費は適正か	給食費の未納は、支払った者と支払わない者との不公平に直結し、モラルハザードにつながりかねないので、学校での徴収の指導の強化や就学援助からの引落とし等のほか、資力があるにもかかわらず支払わないなど悪質な場合は法的措置も検討すべきである。		平成24年度から市教委職員及び学校長で組織する「岡山市学校給食費未納対策検討委員会」において、学校給食費の徴収方法等の在り方を検討している。強制執行する場合の課題も挙げられているが、今後も法的措置にかかる事務手続についての研究を含め、より厳正な収納に努める。

【指摘事項】

番号	対象部局	担当課	監査項目	監査結果	補足情報 (学校園名等)	措置内容
7	教育委員会	学事課	全体24 習熟度別サポーター、岡山っ子スタート・サポーター、特別支援教育支援員は有効に機能しているか	<p>岡山っ子スタート・サポーターは、毎年度5月1日現在で小学校1年次に30人以上の児童がいるクラスが1つ以上あれば、すべての1年次のクラスに1人ずつ配置される制度であるが、30人以上のクラスが1つでもあればすべての1年次のクラスに配置される反面、30人以上のクラスがなければいくら配置の必要性があっても配置されないという点で不合理である。</p> <p>平成26年度は、本市の小学校1年クラスは215学級あるところ、114クラスに配置されるにとどまっているが、小学校1年生の学習及び生活の規律の定着が図れないと、担任の学級運営に支障が出るなどの事態も予想されるので、少なくとも1クラス25人以上の児童がいる学校に配置するなど要件を緩和すべきである。</p> <p>なお、1クラス25人以上の児童ということで要件を緩和すると、岡山っ子スタート・サポーターの配置学級は177になり(63増)、小学校1年生全クラス数の82.3%となる。</p>		岡山っ子スタート・サポーターの配置とあわせて、児童や学級の実態に応じて配置する特別支援教育支援員等で、個に応じた支援を行っている。
8	教育委員会	生涯学習課	全体28 教育、保育に係る団体への補助金は適正か	年間340千円の補助金が交付されている。同協議会の繰越額は平成26年度で2,196千円にも上っていることから、今後は研修や広報など事業費について補助する方向で見直すべきである。	岡山市PTA 協議会補助金	岡山市PTA協議会補助金の補助対象経費については、平成27年度から事業費のみに限定した。
9	教育委員会	学事課	個別06 現金の収入と管理方法は適正か	現金等の亡失等のリスクの観点からは、鍵がかかる所で現金等を保管することが重要なので、校納金等取扱手引においては、金庫等が鍵付きであること及び日常的に鍵をかけておくことを要求すべきである。		現金等の適正管理について、校長会、教頭会等の機会を活用して周知徹底を図った。「岡山市立学校校納金等取扱手引」には改正に際して現金等の適正管理に努める旨記述を追加することとした。
10	教育委員会	生涯学習課	個別09 学校園がPTA 会費又は保護者会費の徴収、管理等を行っている場合、PTA等と事務処理等の委任契約書を作成しているか	<p>市立幼稚園、小・中学校において、学校がPTA 会費を徴収、管理している場合に、PTA と委任契約書を締結していない学校が多数であった。</p> <p>このように、ルールを決めたものの、それが守られていないことが通用しているという認識を本市と学校現場が共有して、今後かかることのないよう留意すべきである。</p>	校納金等取扱手引でのPTA 等との事務処理委任契約に関する扱い	<p>小学校長会・中学校長会において、学校長に対し学校とPTA間で委任契約を締結する働きかけをするよう指導するとともに文書を通じた。</p> <p>また、岡山市PTA協議会会長会において、学校と委任契約の締結を図るよう依頼を行った。</p>
11	教育委員会	学事課	個別15 教頭会計等の特別な会計を有していないか	<p>公に管理されてない資金が学校園にあることは、事件・事故、不祥事の原因になるリスクがあるし、そもそも入金処理ができない金銭や公務で出席して謝礼を受け取るべきではない。</p> <p>今後、このような寄付や謝礼は受け取らないよう周知徹底すべきである。</p>	教頭会計:教頭等の名義で学校の正規の会計とは別に非公式に管理している会計	公務員倫理や不祥事防止の観点からも不適正な寄付金や謝礼金などの金銭を受け取ったり、預かることのないように校長会、教頭会等の機会を活用して周知徹底を図った。
12	教育委員会	指導課	個別16 学校園において、学校園指定物品について、学校園が代金を徴収、管理していないか	<p>学校においては、学校指定物品について、学校が保護者から代金を徴収して、それがまともであれば業者に支払っているケースが見受けられたが、かかるやり方だと、保護者が代金を支払われないケースや物品に欠陥があった場合のクレーム対応等に学校が巻き込まれるリスクがある。</p> <p>校納金等取扱手引においては、学校が物品の代金を徴収すべきではないことを明記すべきである。</p>		学校指定物品については、各校の実状に応じて、リスク回避を十分検討し、「岡山市立学校校納金等取扱手引」により透明性を確保した取り扱いとなるよう校長会等の機会を活用して周知徹底を図ることとした。

【指摘事項】

番号	対象部局	担当課	監査項目	監査結果	補足情報 (学校園名等)	措置内容
13	教育委員会	指導課	個別19 学校において、補助教材の購入について、一部の業者に片寄らないような配慮がなされているか	補助教材が一部の業者に片寄ることがないように特に配慮を行っていない学校も見られたので、一部の業者に片寄ることのないよう十分な配慮を行うべきである。		補助教材については、各校へ留意事項として採択委員会を設け、客観的かつ透明性のある補助教材の適正な採用に努めるよう通知した。
14	・教育委員会	・人事財務課 ・指導課	個別24 消耗品の管理は適切か	学校園においては、消耗品を適正に購入・使用するため、台帳を作成すべきである。		台帳管理には至らないが、整理・整頓を含めた適切な保管に努めるとともに、物品購入時には在庫量を再度確認のうえ、必要量の購入とすることを学校に周知徹底した。
15	教育委員会	人事財務課	個別25 郵券の管理は適正か	学校園においては、残数を記載できる書式を作って、郵券の残数管理を行うべきである。		郵券使用の都度、残数確認が行われるよう、切手使用簿の様式に残数欄・確認印欄を新たに設け、全小中学校へ改訂を通知し、郵券の適正な管理について周知を徹底した。
16	・教育委員会	・学事課	個別28 情報管理は適正か	学校園を往査したところ、一部の学校園で、色やデザインから明らかに個人のものと考えられるメモリが多数パソコンに接続されている状態にあった。 また、USBメモリの使用に関しては、利用許可申請書を作成しておらず、いつ誰が何の目的で何回使用したかなど全く不明な学校園もあった。 また、USBメモリを学校園外に持ち出す際の、持出記録簿についても同様であった。 個人情報流出が問題となっている今日、USBメモリの使用方法を見直し、情報管理を徹底すべきである。		平成28年4月12日及び7月8日付けで「個人情報漏えい防止対策の徹底について」を通知するなど、周知徹底を図った。 また、引き続き注意喚起をして情報管理の徹底を図っていく。
17	教育委員会	中山小学校	個別09 学校園がPTA会費又は保護者会費の徴収、管理等を行っている場合、PTA等と事務処理等の委任契約書を作成しているか	PTA会費を徴収する主体は学校であるものの、委任契約書を作成していなかったため、作成すべきである。	(市立小学校) 中山小学校	PTAの事務に関する委任契約書を作成し、PTA組織と委任契約を締結した。
18	教育委員会	中山小学校	個別15 教頭会計等の特別な会計を有していないか	一定額の教頭会計があった。 婦人バレーからの寄付や、体協からの御祝儀や人権擁護委員からの御礼が原資であった。シルバー人材センターから剪定に来る人にお茶菓子を購入していた。 かかる不透明な財布代わりの会計はやめるべきである。	(市立小学校) 中山小学校	外部団体等からの金銭の寄付は受けないことを周知徹底している。また、教頭会計は、廃止することとし、残金を整理後、銀行口座を解約した。
19	教育委員会	中山小学校	個別28 情報管理は適正か	個人情報持出記録簿において、持ち出し目的が分からない書式になっていた。	(市立小学校) 中山小学校	不必要な個人情報の持ち出しを防ぐため、個人情報の持ち出し目的を記載するように個人情報持出記録簿の様式を見直した。
20	教育委員会	御南小学校	個別09 学校園がPTA会費又は保護者会費の徴収、管理等を行っている場合、PTA等と事務処理等の委任契約書を作成しているか	PTA会費を徴収する主体は学校であるものの、委任契約書を作成していなかったため、作成すべきである。	(市立小学校) 御南小学校	PTA組織とPTA事務等委任契約書により、契約を締結した。

【指摘事項】

番号	対象部局	担当課	監査項目	監査結果	補足情報 (学校園名等)	措置内容
21	教育委員会	鯉山小学校	個別02 小・中学校において、給食費の管理は適正か	決算書に滞納金の額が反映されておらず、実際には、滞納金があるのに、滞納金の項目が0円になっていた。この理由として、未収があるにも関わらず、滞納している人物が他の保護者に事実上知られてしまうため、教育的配慮から0円に敢えてしているということであった。 決算書としては、実態と異なるものを作成していることになるので、対応を考えるべきである。	(市立小学校) 鯉山小学校	平成27年度分の滞納状況を明記した決算報告を平成28年度のPTA総会で報告した。また、来年度以降もそれを継続していくこととした。
22	教育委員会	鯉山小学校	個別09 学校園がPTA 会費又は保護者会費の徴収、管理等を行っている場合、PTA等と事務処理等の委任契約書を作成しているか	PTA 会費を徴収する主体は学校であるものの、委任契約書を作成していなかったため、作成すべきである。	(市立小学校) 鯉山小学校	平成28年度より、PTA事務に関する委任契約書を作成し、PTA組織と委任契約を締結した。
23	教育委員会	岡南小学校	個別02 小・中学校において、給食費の管理は適正か	担当が給食費徴収原簿とは別に徴収日などを記入し、学期末にパソコン入力して印刷し、原簿に貼っていく方法をとっていた。	(市立小学校) 岡南小学校	給食費徴収簿を見直して徴収日の記入欄を設け、対応状況についての経過を記録することを徹底した。
24	教育委員会	岡南小学校	個別04 保護者負担金(給食費を除く。)の管理は適正か	学年費は、担当が児童名簿に徴収日などを記入して管理していた。出納簿を作成すべきである。	(市立小学校) 岡南小学校	給食費徴収簿と同様に学年費の徴収簿を作成し、対応状況についての経過を記録することを徹底した。
25	教育委員会	岡南小学校	個別08 保護者負担金を、校長、園長等が立て替えていないか	教材費を、教頭がポケットマネーで立て替えていたが、このようなことはやめるべきである。	(市立小学校) 岡南小学校	個人で立替払は行わないこととした。また、滞納している保護者へ電話だけでなく文書での督促を何度も行い、年度を越えて未収金が出ないように努めている。
26	教育委員会	岡南小学校	個別09 学校園がPTA 会費又は保護者会費の徴収、管理等を行っている場合、PTA等と事務処理等の委任契約書を作成しているか	PTA 会費を徴収する主体は学校であるものの、委任契約書を作成していなかったため、作成すべきである。	(市立小学校) 岡南小学校	PTAの事務に関する委任契約書を作成し、PTA組織と委任契約を締結した。
27	教育委員会	岡南小学校	個別17 学校において、学校徴収金の調査研究機関は適正に開催されているか	開催されていなかったため、開催すべきである。	(市立小学校) 岡南小学校	PTA代表を含めて学校徴収金の調査研究機関を開催した。
28	教育委員会	岡南小学校	個別26 他団体の通帳を管理していないか	育成連絡協議会、交対協及び同窓会の通帳を預かっていた。	(市立小学校) 岡南小学校	育成連絡協議会、交対協及び同窓会のいずれの通帳も各団体で管理してもらうよう協議した。今後も疑義が生じた場合は、その都度、関係機関と協議しながら適正管理を行っていく。
29	教育委員会	石井小学校	個別05 保護者負担金について、納品書、請求書、領収書等の記載は適正になされているか	PTA 会費について、領収書は整理されていたものの、宛名が記載されていないものがあった。	(市立小学校) 石井小学校	領収書は、宛名や但し書きなどの必要事項が正しく記載されていることを確認して受け取り、所定の様式に貼りつけ整理することとした。請求書など、その他の書類についても同様に確認を徹底した。

【指摘事項】

番号	対象部局	担当課	監査項目	監査結果	補足情報 (学校園名等)	措置内容
30	教育委員会	石井小学校	個別06 現金の収入と管理方法は適正か	教材費について、まとまった額になるまで現金で保管していた。徴収の都度、金融機関に入金すべきである。	(市立小学校) 石井小学校	必要としない現金は速やかに金融機関にその日の内に預貯金するなどを職員に呼びかけ、学校内に現金が滞留することのないように管理職が金庫にあるものをチェックし、その都度、処理を指示することとした。
31	教育委員会	石井小学校	個別06 現金の収入と管理方法は適正か	PTA で用いるプリンタの修理費について、平成26年10月14日にPTA 会費の通帳から引き出しているが、支払いは平成27年1月21日になっている。支払っていないとの思い込みから、平成27年1月21日にも修理代相当額を通帳から引き出し、その後、支払っていたことに気づき、この金銭を通帳に戻している。戻したのが平成27年4月6日であり、現金は金庫の中で3か月未処理のままであった。	(市立小学校) 石井小学校	支払等の会計事務の体制を整え、管理職で回覧するなどチェック機能を強化している。また、近々に必要としない現金は速やかに金融機関に預貯金するなど、学校内に現金が滞留することのないように管理職が金庫にあるものをチェックし、その都度、処理を指示することとした。
32	教育委員会	石井小学校	個別09 学校園がPTA 会費又は保護者会費の徴収、管理等を行っている場合、PTA 等と事務処理等の委任契約書を作成しているか	PTA 会費を徴収する主体は学校であるものの、委任契約書を作成していなかったため、作成すべきである。	(市立小学校) 石井小学校	契約書を作成し、PTA組織と委任契約を締結した。
33	教育委員会	清輝小学校	個別05 保護者負担金について、納品書、請求書、領収書等の記載は適正になされているか	校納金について、一部の領収書の宛名が記載されていなかった。	(市立小学校) 清輝小学校	領収書は、宛名や但し書きなどが正しく記載されていることを確認してから受け取ることを徹底した。
34	教育委員会	清輝小学校	個別06 現金の収入と管理方法は適正か	学年会計について、通帳を作成しておらず、すべて現金で金庫に保管していた。	(市立小学校) 清輝小学校	金融機関で学年会計の口座を開設し、現金は速やかに金融機関に預貯金するなど、学校内に現金が滞留することのないよう徹底した。
35	教育委員会	清輝小学校	個別06 現金の収入と管理方法は適正か	落とし物の現金が保管されていたが、遺失物として警察に届出るべきである。	(市立小学校) 清輝小学校	落とし物として届けられた現金は警察に届け出た。落とし物等の持ち主が不明な金銭等は警察に届けるよう徹底している。
36	教育委員会	清輝小学校	個別09 学校園がPTA 会費又は保護者会費の徴収、管理等を行っている場合、PTA 等と事務処理等の委任契約書を作成しているか	PTA 会費を徴収する主体は学校であるものの、委任契約書を作成していなかったため、作成すべきである。	(市立小学校) 清輝小学校	PTAの事務に関する委任契約書を作成し、PTA組織と委任契約を締結した。
37	教育委員会	清輝小学校	個別16 学校園において、学校園指定物品について、学校園が代金を徴収、管理していないか	学校を介して業者に代金を渡す場合があった。	(市立小学校) 清輝小学校	保護者負担の学校指定物品は、業者が直接販売するように改め、学校で代金を預からないこととした。
38	教育委員会	清輝小学校	個別28 情報管理は適正か	一部、USB メモリの返却時期が分からないものがあった。	(市立小学校) 清輝小学校	USBメモリの使用記録簿への記入を徹底した。また、使用記録簿を定期的に点検することでチェック機能を強化し、再発防止に努めている。

【指摘事項】

番号	対象部局	担当課	監査項目	監査結果	補足情報 (学校園名等)	措置内容
39	教育委員会	竹枝小学校	個別04 保護者負担金(給食費を除く。)の管理は適正か	学校徴収金について、児童ごとの集金日や金額などがわかる帳簿はなかったため、作成すべきである。	(市立小学校) 竹枝小学校	平成28年度から各クラスごとに徴収簿を作成し、徴収日を記入するなど対応状況についての経過を記録することとした。
40	教育委員会	竹枝小学校	個別09 学校園がPTA会費又は保護者会費の徴収、管理等を行っている場合、PTA等と事務処理等の委任契約書を作成しているか	PTA会費を徴収する主体は学校であるものの、委任契約書を作成していなかったため、作成すべきである。	(市立小学校) 竹枝小学校	平成28年度から契約書によりPTAと委任契約を交わした。
41	教育委員会	牧石小学校	個別09 学校園がPTA会費又は保護者会費の徴収、管理等を行っている場合、PTA等と事務処理等の委任契約書を作成しているか	PTA会費を徴収する主体は学校であるものの、委任契約書を作成していなかったため、作成すべきである。	(市立小学校) 牧石小学校	契約書により平成28年5月11日にPTA組織と委任契約を締結した。
42	教育委員会	牧石小学校	個別17 学校において、学校徴収金の調査研究機関は適正に開催されているか	教材の選定委員会はあるが、保護者代表者は参加していなかった。	(市立小学校) 牧石小学校	平成28年6月29日に体操服と水着などの校納金等検討委員会に保護者代表も参加した。今後も校納金等検討委員会は保護者代表を加え、開催する。
43	教育委員会	牧石小学校	個別28 情報管理は適正か	学校運営、特別支援関係でUSBメモリを使用しており、鍵付きロッカーに保管していたが、特定の者しか使用しないという理由で利用記録簿は作成されていなかった。	(市立小学校) 牧石小学校	平成28年度から使用記録簿を作成し、使用状況等の管理を行うこととした。
44	教育委員会	津島小学校	個別09 学校園がPTA会費又は保護者会費の徴収、管理等を行っている場合、PTA等と事務処理等の委任契約書を作成しているか	PTA会費を徴収する主体は学校であるものの、委任契約書を作成していなかったため、作成すべきである。	(市立小学校) 津島小学校	PTA会費を徴収する主体が学校となるため、直ちに委任契約書を作成し、PTA会長と学校長が契約を締結した。平成28年度はPTA会長と学校長が替わったため、新たに契約を締結し直した。
45	教育委員会	御野小学校	個別08 保護者負担金を、校長、園長等が立て替えていないか	短期間ではあるが、立て替えていたことがあったが、このような立て替えはやめるべきである。	(市立小学校) 御野小学校	平成27年度からは、いかなる立替も行っていない。滞納している保護者へは電話、文書、面会等を行い、未収金が出ないようにしている。
46	教育委員会	御野小学校	個別09 学校園がPTA会費又は保護者会費の徴収、管理等を行っている場合、PTA等と事務処理等の委任契約書を作成しているか	PTA会費を徴収する主体は学校であるものの、委任契約書を作成していなかったため、作成すべきである。	(市立小学校) 御野小学校	契約書により平成28年5月12日にPTA組織と委任契約を締結した。
47	教育委員会	岡山中央小学校	個別04 保護者負担金(給食費を除く。)の管理は適正か	給食費・PTA会費(同時に徴収している。)の徴収簿につき、平成26年6月頃まで、いつ生徒から領収したかが分からないものがあった。	(市立小学校) 岡山中央小学校	平成26年7月から徴収簿の様式を変更し、帳簿での管理を徹底した。

【指摘事項】

番号	対象部局	担当課	監査項目	監査結果	補足情報 (学校園名等)	措置内容
48	教育委員会	岡山中央小学校	個別09 学校園がPTA会費又は保護者会費の徴収、管理等を行っている場合、PTA等と事務処理等の委任契約書を作成しているか	PTA会費を徴収する主体は学校であるものの、委任契約書を作成していなかったため、作成すべきである。	(市立小学校) 岡山中央小学校	PTA事務に関する委任契約書を作成し、平成28年5月17日に委任契約を締結した。
49	教育委員会	岡山中央小学校	個別20 施設使用料等の不明確な金銭を徴収していないか	行政財産使用許可の書類が見当たらず、申請漏れがあった。	(市立小学校) 岡山中央小学校	申請漏れがあった目的外使用について、行政(教育)財産使用許可申請を行い、平成27年4月1日に使用許可を得た。その他の目的外使用についても手続きを徹底した。
50	教育委員会	岡山中央小学校	個別28 情報管理は適正か	個人情報持出記録簿につき、一部、返却日が記載されていないものがあった。	(市立小学校) 岡山中央小学校	個人情報を持ち出す際に個人情報持出記録簿の記入とその点検を徹底して行うこととした。
51	教育委員会	横井小学校	個別04 保護者負担金(給食費を除く。)の管理は適正か	学級費については、クラスごとの通帳はなく、学年ごとに1つの通帳で管理していたが、クラスごとに管理すべきである。	(市立小学校) 横井小学校	平成28年4月1日から学年通帳への費目を学級単位で明記するようにした。
52	教育委員会	横井小学校	個別04 保護者負担金(給食費を除く。)の管理は適正か	物品の購入については、学期末(1学期のものは7月末～8月初め、2学期のものは12月)にまとめて支払っていた。その際、学年会計の通帳から、各クラスの学級費分を出金して支払うが、その余りについては、再び口座に入金していなかった。そのため、帳簿上は、残金が繰越金として処理されていたが、実際に残金がどのようにしているのかは不明であった。入出金ごとに通帳で管理すべきである。	(市立小学校) 横井小学校	平成28年4月1日から購入したものについては、随時支出伺いを行い、その都度支払うようにした。学級会計についても学級ごとの出納帳と学年の通帳の内訳が一致するようにした。
53	教育委員会	横井小学校	個別04 保護者負担金(給食費を除く。)の管理は適正か	ホームセンター等での物品の購入についても、学期末にまとめて精算していた。そのため、学期初めに担任が物品を購入した場合、学期末までの間、担任が立て替えていることになる。その間、立て替えた担任が領収書を自分で保管しており、紛失した場合は、事実上、支払いを受けられないということであった。物品の購入の度、精算をすべきである。	(市立小学校) 横井小学校	平成28年4月1日より立替払いは行わず、購入希望品の概算払いを行い、残金が出た場合は、費目を明確にして学年口座に戻すようにした。
54	教育委員会	横井小学校	個別06 現金の収入と管理方法は適正か	金庫の中に個人が一時的に保管した現金があった。	(市立小学校) 横井小学校	平成28年3月1日から金庫では、学校事務に関係ない金品については、学校の金庫で保管しないようにした。
55	教育委員会	横井小学校	個別06 現金の収入と管理方法は適正か	徴収した現金は毎日金融機関に入金していたものの、購買事務員が校納金等を金融機関に入金することもあった。	(市立小学校) 横井小学校	平成28年3月1日から、学校で徴収した現金は学校の職員が指定の銀行口座に入金するようにした。
56	教育委員会	横井小学校	個別09 学校園がPTA会費又は保護者会費の徴収、管理等を行っている場合、PTA等と事務処理等の委任契約書を作成しているか	PTA会費を徴収する主体は学校であるものの、委任契約書を作成していなかったため、作成すべきである。	(市立小学校) 横井小学校	契約書により平成28年4月1日からPTA組織とPTA会計に関する事務の委任契約を結んだ。

【指摘事項】

番号	対象部局	担当課	監査項目	監査結果	補足情報 (学校園名等)	措置内容
57	教育委員会	旭操小学校	個別03 保護者負担金(給食費を除く。)の徴収は適正か	平成24年度以前の未収金の管理がきちんとできていなかった。平成25年度に現在の事務担当者と教頭が残った書類を元に帳簿を見直し、教頭が督促したが保護者から既に支払ったと言われたり、連絡が取れなかったりした。管理職が反省し、記録に確認がもてる場所だけ回収して、平成25年度からは帳簿をきちんとするように改めたが、支払いはなく結果的に放棄したことになっていた。	(市立小学校) 旭操小学校	集金方法等を見直し、管理係と学年の集金係とで二重のチェックを行うなど管理体制を改善した。
58	教育委員会	旭操小学校	個別04 保護者負担金(給食費を除く。)の管理は適正か	口座引き落としができなかった保護者は、後日現金で徴収することになっているが、保護者が口座振り込みを望む場合、校納金とは関係のない口座(職員会の口座)に振り込んでもらう処理をしていた。	(市立小学校) 旭操小学校	校納金を口座引き落としができなかった場合は、現金で徴収することを原則としていたが、新たに保護者の希望を確認のうえ、現金書留を認めるようにした。
59	教育委員会	旭操小学校	個別05 保護者負担金について、納品書、請求書、領収書等の記載は適正になされているか	支払伺い及び領収書に、領収した人の氏名、印、日付の欄があるが、全く記入されておらず空欄のままのものがあった。	(市立小学校) 旭操小学校	領収書は、宛名や但し書きなどが正しく記載されていることを確認してから受け取ることを徹底し、支払伺いにおいて、再確認をすることとした。
60	教育委員会	旭操小学校	個別08 保護者負担金を、校長、園長等が立て替えていないか	6年生の校納金が未納で処理できないと管理職に相談があった。卒業式に支払うとの約束だったので、担任の事務処理が滞ることを避けるため、校長が年度内に処理しようと判断し一定額を立て替えていたが、このようなことはやめるべきである。	(市立小学校) 旭操小学校	個人で立替払は行わないこととした。また、学年費は、給食費とのセットの振り込みを改め、現金で集金することとした。入金が遅れた場合には滞納している保護者へ電話だけでなく文書での督促を何度も行い、年度を越えて未収金が出ないように努めている。
61	教育委員会	旭操小学校	個別09 学校園がPTA会費又は保護者会費の徴収、管理等を行っている場合、PTA等と事務処理等の委任契約書を作成しているか	PTA会費を徴収する主体は学校であるものの、委任契約書を作成していなかったため、作成すべきである。	(市立小学校) 旭操小学校	委任契約書を作成し、PTA組織と委任契約を締結した。
62	教育委員会	宇野小学校	個別04 保護者負担金(給食費を除く。)の管理は適正か	学年費について、集金後は管理職が管理する金庫に一時保管し、なるべくすぐに支払うようにしているものの、預金口座自体はなく、すべて現金管理をしていた。 通帳で管理すべきである。	(市立小学校) 宇野小学校	各学年ごとに預金口座を開設し、通帳で管理することとした。
63	教育委員会	宇野小学校	個別04 保護者負担金(給食費を除く。)の管理は適正か	決算書にあたる会計報告書、領収書の綴り及び学期ごとに収支の状況を記録した一覧表はあったが、一覧表のみでは出納簿としての要件に欠けていた。金庫には現金とともに、手書きの出納簿にあたる用紙が保管されていたが、これをまとめたファイルなどはなく、あくまで各担任の手控えのようなものであった。 出納簿を作成すべきである。	(市立小学校) 宇野小学校	学年会計の事務処理を見直し、出納簿を備え付け、出納簿による管理を行うこととした。
64	教育委員会	宇野小学校	個別09 学校園がPTA会費又は保護者会費の徴収、管理等を行っている場合、PTA等と事務処理等の委任契約書を作成しているか	PTA会費を徴収する主体は学校であるものの、委任契約書を作成していなかったため、作成すべきである。	(市立小学校) 宇野小学校	PTAの事務に関する委任契約書を作成し、PTA組織と委任契約を締結した。

【指摘事項】

番号	対象部局	担当課	監査項目	監査結果	補足情報 (学校園名等)	措置内容
65	教育委員会	宇野小学校	個別17 学校において、学校徴収金の調査研究機関は適正に開催されているか	保護者代表者は参加していなかった。	(市立小学校) 宇野小学校	保護者に対して学校徴収金の調査研究機関への参加を求め、保護者代表も含めて校納金等検討委員会を開催している。
66	教育委員会	平井小学校	個別04 保護者負担金(給食費を除く。)の管理は適正か	学年会計の会計報告には、補助教材を除いた用紙代等の徴収額と支出額のみが記載されており、補助教材については会計報告がなされていなかった。補助教材については、「学年だより」に教材の代金を記載し、その金額を徴収しているので会計報告には入れないとのことであった。 会計報告は本来、すべてのお金の動きを明らかにすべきものであり、補助教材についても会計報告に入れるべきである。	(市立小学校) 平井小学校	平成28年度の1学期末には学年会計の会計報告書に補助教材費を追加し、会計報告を行った。
67	教育委員会	平井小学校	個別08 保護者負担金を、校長、園長等が立て替えていないか	教頭が自己資金で立て替え資金を用意し、帳簿をつけて管理しており、未収金の立て替えが常態化していたが、このようなことはやめるべきである。	(市立小学校) 平井小学校	個人で立替払は行わないこととした。また、滞納している保護者へ電話だけでなく文書での督促を何度も行い、学期末の未収金が出ないように努めた。
68	教育委員会	平井小学校	個別09 学校園がPTA会費又は保護者会費の徴収、管理等を行っている場合、PTA等と事務処理等の委任契約書を作成しているか	PTA会費を徴収する主体は学校であるものの、委任契約書を作成していなかったため、作成すべきである。	(市立小学校) 平井小学校	事務に関する委任契約書を作成し、5月11日PTA総会終了後、PTA組織と委任契約を締結した。
69	教育委員会	富山小学校	個別06 現金の収入と管理方法は適正か	集金について、全員分が集まってから金融機関に入金するため、現金で一定期間保管されていた。	(市立小学校) 富山小学校	集金した現金は、その日のうちに金融機関に預貯金し、現金が校内に滞留しないように平成28年3月から徹底している。
70	教育委員会	富山小学校	個別06 現金の収入と管理方法は適正か	教頭会計につき、一部の現金は、通帳に入金せずに現金のまま金庫に保管していた。	(市立小学校) 富山小学校	現金は全て金融機関に入金し、その後、教頭会計廃止に向け残金を整理し、平成28年3月に銀行口座を解約した。
71	教育委員会	富山小学校	個別06 現金の収入と管理方法は適正か	生徒が拾ってきたお金を保管しており、数年間分たまっていった。 小銭が中心であり、多額ではないものの、不明金であることには変わりないため、遺失物として警察に届け出るべきである。	(市立小学校) 富山小学校	落とし物として拾得し持ち主が不明な金銭等は、警察に届け出るように平成28年3月から徹底している。
72	教育委員会	富山小学校	個別09 学校園がPTA会費又は保護者会費の徴収、管理等を行っている場合、PTA等と事務処理等の委任契約書を作成しているか	PTA会費を徴収する主体は学校であるものの、委任契約書を作成していなかったため、作成すべきである。	(市立小学校) 富山小学校	PTAの事務に関する委任契約書を作成し、平成28年3月にPTA組織と委任契約を締結した。
73	教育委員会	富山小学校	個別15 教頭会計等の特別な会計を有していないか	教頭会計があった。 原資は、入学式や卒業式等の祝儀である。教頭会計は、通帳以外にも現金で金庫に保管していた。教頭会計からは、蜂よけスプレー、祝金と生花、ガラス代等を支出していた。 かかる不透明な会計はやめるべきである。	(市立小学校) 富山小学校	教頭会計の残金を整理し、平成28年3月に銀行口座を解約した。

【指摘事項】

番号	対象部局	担当課	監査項目	監査結果	補足情報 (学校園名等)	措置内容
74	教育委員会	可知小学校	個別04 保護者負担金(給食費を除く。)の管理は適正か	領収書の宛名が「上様」となっているものがあった。	(市立小学校) 可知小学校	領収書は、宛名や但し書きなどが正しく記載されていることを確認してから受け取ることを徹底した。
75	教育委員会	可知小学校	個別05 保護者負担金について、納品書、請求書、領収書等の記載は適正になされているか	給食費の領収書宛名が「上様」となっているものがあった。	(市立小学校) 可知小学校	領収書は、宛名や但し書きなどが正しく記載されていることを確認してから受け取ることを徹底した。
76	教育委員会	可知小学校	個別09 学校園がPTA 会費又は保護者会費の徴収、管理等を行っている場合、PTA等と事務処理等の委任契約書を作成しているか	PTA 会費を徴収する主体は学校であるものの、委任契約書を作成していなかったため、作成すべきである。	(市立小学校) 可知小学校	PTAの事務に関する委任契約書を作成し、PTA組織と委任契約を締結した。
77	教育委員会	可知小学校	個別15 教頭会計等の特別な会計を有していないか	平成26年4月1日現在で、一定額の教頭会計があった。もともとどのようなお金だったのか不明であるが、校長いわく、昔にいただいた御祝儀のようなものではないかとのことであった。遅れて集金した児童のお金をこの通帳に一時保管する、ボランティアへのお菓子代として支出する、平成24年12月12日に当時の校長からなぜか入金があるなど、不透明な入出金があった。かかる不透明な会計はやめるべきである。	(市立小学校) 可知小学校	教頭会計は、廃止することとし、残金を整理後、銀行口座を解約した。
78	教育委員会	可知小学校	個別26 他団体の通帳を管理していないか	地域の子供を支援する団体が行う補助金申請に関する事務処理を教頭が行っていたが、管理リスクがあるのでやめるべきである。	(市立小学校) 可知小学校	地域の子供を支援する団体の事務局とは別に、会計管理を学校職員以外が担当することとし、通帳の名義を変更した。今後も、関係者、関係機関と協議し適正管理を行っていく。
79	教育委員会	太伯小学校	個別09 学校園がPTA 会費又は保護者会費の徴収、管理等を行っている場合、PTA等と事務処理等の委任契約書を作成しているか	PTA 会費を徴収する主体は学校であるものの、委任契約書を作成していなかったため、作成すべきである。	(市立小学校) 太伯小学校	契約書により、平成27年4月1日付で委任契約を締結した。
80	教育委員会	芳田小学校	個別02 小・中学校において、給食費の管理は適正か	監査はなされていなかったため、行うべきである。	(市立小学校) 芳田小学校	平成27年度分から保護者による監査を実施することとした。
81	教育委員会	芳田小学校	個別04 保護者負担金(給食費を除く。)の管理は適正か	監査はなされていなかったため、行うべきである。	(市立小学校) 芳田小学校	包括外部監査後の会計報告時から監査を実施し、報告書に記載した。
82	教育委員会	芳田小学校	個別09 学校園がPTA 会費又は保護者会費の徴収、管理等を行っている場合、PTA等と事務処理等の委任契約書を作成しているか	PTA 会費を徴収する主体は学校であるものの、委任契約書を作成していなかったため、作成すべきである。	(市立小学校) 芳田小学校	委任契約書を作成し、PTA組織と委任契約を締結した。

【指摘事項】

番号	対象部局	担当課	監査項目	監査結果	補足情報 (学校園名等)	措置内容
83	教育委員会	芳田小学校	個別28 情報管理は適正か	学校でUSBメモリを管理しておらず、教職員は個人のUSBメモリを使用していた。	(市立小学校) 芳田小学校	平成27年度に学校用USBを購入し、鍵付の机に施錠して保管することとした。使用時には記録簿に記載し、一括管理している。
84	教育委員会	福浜小学校	個別09 学校園がPTA会費又は保護者会費の徴収、管理等を行っている場合、PTA等と事務処理等の委任契約書を作成しているか	PTA会費を徴収する主体は学校であるものの、委任契約書を作成していなかったため、作成すべきである	(市立小学校) 福浜小学校	PTAの事務に関する委任契約書を作成し、PTA組織と委任契約を締結した。
85	教育委員会	第三藤田小学校	個別28 情報管理は適正か	20個以上のUSBメモリが耐火書庫で保管されていた。情報管理簿があるものの、全てのUSBメモリが管理対象となっておらず、情報漏洩の危険があるので使用状況が把握できるよう、厳重な管理を行うべきである。	(市立小学校) 第三藤田小学校	平成27年度内に本校で管理しているすべてのUSBメモリに保存されているデータを確認したうえでフォーマット、不要なデータの削除等の整理を行った。また、本校が所有するすべてのUSBメモリについても、平成27年度内に整理番号を付けた一覧表を作成し、教頭の管理のもと、職員室耐火書庫に鍵をかけて引き続き厳重に保管している。
86	教育委員会	芳明小学校	個別09 学校園がPTA会費又は保護者会費の徴収、管理等を行っている場合、PTA等と事務処理等の委任契約書を作成しているか	PTA会費を徴収する主体は学校であるものの、委任契約書を作成していなかったため、作成すべきである。	(市立小学校) 芳明小学校	平成28年4月27日にPTA会長と校長立会いのうえ、書面にて委任契約を締結した。また、毎年、PTA会長が決定次第、PTAと学校が委任契約を結ぶことを文書に明記した。
87	教育委員会	箕島小学校	個別09 学校園がPTA会費又は保護者会費の徴収、管理等を行っている場合、PTA等と事務処理等の委任契約書を作成しているか	PTA会費を徴収する主体は学校であるものの、委任契約書を作成していなかったため、作成すべきである。	(市立小学校) 箕島小学校	PTA事務に関する委任契約書を作成し、平成28年9月2日にPTA組織と委任契約を締結した。
88	教育委員会	中山中学校	個別09 学校園がPTA会費又は保護者会費の徴収、管理等を行っている場合、PTA等と事務処理等の委任契約書を作成しているか	PTA会費を徴収する主体は学校であるものの、委任契約書は作成していなかったため、作成すべきである。	(市立中学校) 中山中学校	PTAの事務に関する委任契約書を作成し、PTA組織と委任契約を締結した。
89	教育委員会	高松中学校	個別01 小・中学校において、給食費の徴収、支出は適正か	給食費の未納が発生していた。卒業生に対しては督促をしていなかったため、督促を行うべきである。	(市立中学校) 高松中学校	過年度分の未納については、4月・9月・1月に督促状を出して督促を行うこととし、在校生分については、4月・9月に督促を行った。卒業生分については、平成27度分から督促状を送ることにしたが、未納者はいなかった。
90	教育委員会	高松中学校	個別09 学校園がPTA会費又は保護者会費の徴収、管理等を行っている場合、PTA等と事務処理等の委任契約書を作成しているか	PTA会費を徴収する主体は学校であるものの、委任契約書は作成していなかったため、作成すべきである。	(市立中学校) 高松中学校	委託契約書を作成し、PTAと委託契約を締結した。

【指摘事項】

番号	対象部局	担当課	監査項目	監査結果	補足情報 (学校園名等)	措置内容
91	教育委員会	御南中学校	個別03 保護者負担金(給食費を除く。)の徴収は適正か	23年度以前の未収金のデータを消していた。	(市立中学校) 御南中学校	平成24年度以後は未収金データを保存管理し、それに基づき滞納している保護者に対して継続して督促を行っている。
92	教育委員会	御南中学校	個別05 保護者負担金について、納品書、請求書、領収書等の記載は適正になされているか	部活動育成会費において、領収書に但し書きや宛先のないものがあった。	(市立中学校) 御南中学校	領収書は、宛名や但し書きなどが正しく記載されていることを確認してから受け取ることを徹底した。
93	教育委員会	御南中学校	個別09 学校園がPTA 会費又は保護者会費の徴収、管理等を行っている場合、PTA等と事務処理等の委任契約書を作成しているか	PTA 会費を徴収する主体は学校であるものの、委任契約書を作成していなかったため、作成すべきである。	(市立中学校) 御南中学校	平成28年度、PTAの事務に関する委任契約書を作成し、PTA組織と委任契約を締結した。
94	教育委員会	御南中学校	個別15 教頭会計等の特別な会計を有していないか	部活動育成会費で全国大会参加費以外の支出があった。部活動育成会費の支出の適正化を図るべきである。	(市立中学校) 御南中学校	部活動育成会の会費で支出できる内容を精査して会則を改正し、平成28年度から運用している。
95	教育委員会	岡山後楽館中学校	個別06 現金の収入と管理方法は適正か	平成26年7月25日付けで、「事務室プリンタ下机から出てきたもの」という出所不明な一円玉が多数入った小箱が金庫に保管されていた。	(市立中学校) 岡山後楽館中学校	小箱に入った多数の一円玉は、出所を調べたが不明のため、監査人の指導に従い警察に届けた。落とし物等の持ち主が不明な金銭等は警察に届けるように徹底している。
96	教育委員会	岡山後楽館中学校	個別09 学校園がPTA 会費又は保護者会費の徴収、管理等を行っている場合、PTA等と事務処理等の委任契約書を作成しているか	PTA 会費を徴収する主体は学校であるものの、委任契約書を作成していなかったため、作成すべきである。	(市立中学校) 岡山後楽館中学校	PTAの事務に関する委任契約書を作成し、PTA組織と委任契約を締結した。
97	教育委員会	岡山後楽館中学校	個別17 学校において、学校徴収金の調査研究機関は適正に開催されているか	開催されていなかったため、開催すべきである。	(市立中学校) 岡山後楽館中学校	「岡山市立岡山後楽館中学校校納金等検討委員会設置要綱」を制定して校内の検討委員会を設置し、「要綱」にしたがって学校徴収金の管理や一連の会計処理及び補助教材を含む学用品等の選定等について調査研究を進めることとした。
98	教育委員会	御津中学校	個別03 保護者負担金(給食費を除く。)の徴収は適正か	学校園徴収金について、いつ督促状を送付したかなどについての記録はなかった。	(市立中学校) 御津中学校	滞納している保護者への督促状送付の記録等をまとめる帳簿を作成した。
99	教育委員会	御津中学校	個別08 保護者負担金を、校長、園長等が立て替えていないか	給食費について、平成25年4月8日に、前校長が給食センターへ一定額を立て替えて支払っていた。しかし、このような事態は異常だと考え、すぐに未納者への督促を開始したところ、回収することができたので、平成26年3月27日に、前校長が立て替えた分のうち、一定額を返還していた。平成27年3月30日時点で、給食費の繰越金が発生しており、そのうち一定額は、前校長へ返還する予定で、残りはおそらく過去の校長が給食費の未納を立て替えた分の一部であると推定される。 以上のおおりに、立て替え処理は金銭の流れを不透明にするので、やめるべきである。	(市立中学校) 御津中学校	個人で立替払は行わず、集金した金額のみ給食センターへ支払うこととした。また、滞納者については、督促状だけでなく電話で督促したり、個人懇談の時に入金計画を確認するなど、未納が出ないように努めている。

【指摘事項】

番号	対象部局	担当課	監査項目	監査結果	補足情報 (学校園名等)	措置内容
100	教育委員会	御津中学校	個別09 学校園がPTA 会費又は保護者会費の徴収、管理等を行っている場合、PTA等と事務処理等の委任契約書を作成しているか	PTA 会費を徴収する主体は学校であるものの、委任契約書を作成していなかったため、作成すべきである。	(市立中学校) 御津中学校	PTA事務に関して委任契約書を作成し、PTA組織と委任契約を締結した。
101	教育委員会	御津中学校	個別23 備品の管理は適正か	備品台帳には、三味線が3棹登録されていたが、実際には、少なくとも7棹の三味線が存在しており、壊れているものも含むと、全部で約12棹存在していた。 備品の管理を適正に行うべきである。	(市立中学校) 御津中学校	備品台帳に記載のない三味線は、消耗品費で購入したものであるが、使用できなくなった備品等の整理を定期的に行い、不用品の処分を行うこととした。
102	教育委員会	御津中学校	個別23 備品の管理は適正か	コントラバスがあったが、備品台帳に登録されていなかった。 備品の管理を適正に行うべきである。	(市立中学校) 御津中学校	コントラバスは御津町時代の備品で、備品台帳への登録が漏れていたため、備品登録を行った。また、他に同様の備品があるか確認するなど、備品管理を適正に行うこととした。
103	教育委員会	御津中学校	個別23 備品の管理は適正か	平成13年頃に購入しているデジタルカメラが2台登録されており、全く使用されていない。 使用できなくなったものは廃棄すべきである。	(市立中学校) 御津中学校	使用できなくなったデジタルカメラは、既に廃棄済みであるが、使用できなくなった備品等の整理を定期的に行い、不用品の処分を行うこととした。
104	教育委員会	御津中学校	個別26 他団体の通帳を管理していないか	育成協と安全パトロール隊の事務局として通帳を管理していたが、管理リスクがあるので、適正な管理をするため、関係者、関係機関で協議をすべきである。	(市立中学校) 御津中学校	他団体の通帳管理について、それぞれの団体と協議をした結果、引き続き中学校で管理し、適正な管理になるよう努めることとなった。
105	教育委員会	高島中学校	個別04 保護者負担金(給食費を除く。)の管理は適正か	生徒会のみ、他会計とは別に管理していた。 決算書は作成されているものの、領収書等の半分は綴られておらず、会計監査を受けていなかった。	(市立中学校) 高島中学校	平成28年度から生徒会費についても領収書を含めた支払いに関する一連の書類綴りを作成している。また、監査を受けた後に決算報告を行うこととした。
106	教育委員会	高島中学校	個別09 学校園がPTA 会費又は保護者会費の徴収、管理等を行っている場合、PTA等と事務処理等の委任契約書を作成しているか	PTA 会費を徴収する主体は学校であるものの、委任契約書を作成していなかったため、作成すべきである。	(市立中学校) 高島中学校	平成28年度、PTAの事務に関する委任契約書を作成し、PTA組織と委任契約を締結した。
107	教育委員会	高島中学校	個別28 情報管理は適正か	ノートパソコンに、USB メモリが3本接続されており、情報管理としては非常にリスクが高いといわざるを得ない。 USB メモリの使用許可と管理簿の作成を徹底すべきである。	(市立中学校) 高島中学校	平成28年度からUSBメモリの使用記録簿を作成し、使用者や使用期間等の管理を行うこととした。
108	教育委員会	山南中学校	個別05 保護者負担金について、納品書、請求書、領収書等の記載は適正になされているか	支払伝票に日付を入れる欄がなく、日付が全く記入されていなかった。	(市立中学校) 山南中学校	支払伝票の様式を改正し、日付記入欄を設けて記入することとした。

【指摘事項】

番号	対象部局	担当課	監査項目	監査結果	補足情報 (学校園名等)	措置内容
109	教育委員会	山南中学校	個別09 学校園がPTA会費又は保護者会費の徴収、管理等を行っている場合、PTA等と事務処理等の委任契約書を作成しているか	PTA会費を徴収する主体は学校であるものの、委任契約書を作成していなかったため、作成すべきである。	(市立中学校) 山南中学校	PTAの事務に関する委任契約書を作成し、PTA組織と委任契約を締結した。
110	教育委員会	西大寺中学校	個別01 小・中学校において、給食費の徴収、支出は適正か	給食費の未収金が発生していた。徴収簿へのチェックと領収書の発行により、未収の管理は概ねできていたが、一定数の滞納者がいたため、未収金の管理台帳を作成すべきである。	(市立中学校) 西大寺中学校	学校給食費の未収金は、平成27年度末で整理し、台帳による管理を行うこととした。
111	教育委員会	西大寺中学校	個別09 学校園がPTA会費又は保護者会費の徴収、管理等を行っている場合、PTA等と事務処理等の委任契約書を作成しているか	PTA会費を徴収する主体は学校であるものの、委任契約書を作成していなかったため、作成すべきである。	(市立中学校) 西大寺中学校	平成27年度中にPTA会費の集金等の事務に関する委任契約書を作成し、PTA組織と委任契約を締結した。
112	教育委員会	灘崎中学校	個別04 保護者負担金(給食費を除く。)の管理は適正か	教材費については、3年生の3学期には残額が出ないように注意していたが、平成26年度は端数が生じ、少額余っていた。3年生の教材費の口座は、卒業に際して解約するため、残額は、他の口座に移していた。この口座は、給食費などに未収が生じたときに、一時的に立て替えるために使っていたが、かかる不透明な口座を作ること、処理することはやめるべきである。	(市立中学校) 灘崎中学校	給食費などの未納に備えた銀行口座は廃止した。
113	教育委員会	灘崎中学校	個別05 保護者負担金について、納品書、請求書、領収書等の記載は適正になされているか	タクシー代の領収書に明細の記載がないものがあつた。	(市立中学校) 灘崎中学校	タクシー利用の際には、領収書に行き先等の明細が正しく記載されていることを確認して受け取るように徹底した。
114	教育委員会	灘崎中学校	個別09 学校園がPTA会費又は保護者会費の徴収、管理等を行っている場合、PTA等と事務処理等の委任契約書を作成しているか	PTA会費を徴収する主体は学校であるものの、委任契約書を作成していなかったため、作成すべきである。	(市立中学校) 灘崎中学校	PTAの事務に関する委任契約書を作成して、PTA組織と委任契約を締結した。
115	教育委員会	灘崎中学校	個別27 学校において、就学援助の預かり、充当処理は適正になされているか	就学援助の預りがあり、銀行のそれぞれの学年の口座で管理していたが、出納簿も作成すべきである。	(市立中学校) 灘崎中学校	就学援助による預り金は、出納簿を各学年で作成して、管理することとした。
116	教育委員会	妹尾中学校	個別01 小・中学校において、給食費の徴収、支出は適正か	平成26年度に、最後まで給食費を未納のまま卒業した生徒がおり、未納の給食費については、他の生徒が支払っている給食費から補っていた。	(市立中学校) 妹尾中学校	未納のまま卒業した生徒については、校納金の督促を継続して行うこととする。本件の要因となっている学校校納金の滞納者の削減のために、集金方法を変更した。また、滞納者に対して月ごとや個別懇談会時などの機会に督促を継続して行い収納に努めている。

【指摘事項】

番号	対象部局	担当課	監査項目	監査結果	補足情報 (学校園名等)	措置内容
117	教育委員会	妹尾中学校	個別06 現金の収入と管理方法は適正か	金庫には、滞納金の充実に充てるため、長期間封筒で保管している現金が複数あった。	(市立中学校) 妹尾中学校	必要としない現金は速やかに金融機関に預貯金するなど、学校内に現金が滞留することのないよう努めている。
118	教育委員会	妹尾中学校	個別09 学校園がPTA 会費又は保護者会費の徴収、管理等を行っている場合、PTA等と事務処理等の委任契約書を作成しているか	PTA 会費を徴収する主体は学校であるものの、委任契約書を作成していなかったため、作成すべきである。	(市立中学校) 妹尾中学校	PTAの事務に関する委任契約書を作成し契約した。
119	教育委員会	妹尾中学校	個別16 学校園において、学校園指定物品について、学校園が代金を徴収、管理していないか	修学旅行費について、保護者から直接業者に渡す形ではなく、一度学校で集金して業者に渡す方式をとっていた。	(市立中学校) 妹尾中学校	修学旅行代金の支払いは、保護者から(生徒を介在して)業者が学校で直接集金する方式に見直した。
120	教育委員会	芳田中学校	個別09 学校園がPTA 会費又は保護者会費の徴収、管理等を行っている場合、PTA等と事務処理等の委任契約書を作成しているか	PTA 会費を徴収する主体は学校であるものの、委任契約書を作成していなかったため、作成すべきである。	(市立中学校) 芳田中学校	PTAの事務に関する委任契約書を作成し、5月に平成28年度PTA役員(PTA会長)改選が行われると同時に委任契約を締結した。
121	教育委員会	芳田中学校	個別25 郵券の管理は適正か	全校共通であるが、使用ごとに残数の記載欄がなく、残数管理が困難になっていた。残数をきちんと記載すべきである。	(市立中学校) 芳田中学校	平成28年度から郵券類管理簿の様式を使用ごとに残数を記載できるように変更し、郵券類の使用等の最終確認を学校長が行うこととした。
122	教育委員会	芳田中学校	個別28 情報管理は適正か	USB メモリは1本あり、事務職員が使用したが、利用許可申請書を提出した後、1回の使用なので利用記録簿は作成していなかった。	(市立中学校) 芳田中学校	平成27年度内にUSBメモリの使用記録簿を作成し、使用状況等の管理を行うこととした。
123	教育委員会	芳田中学校	個別29 学校園の現場におけるガバナンスは機能しているか	クレームの経緯等を記録していなかった。	(市立中学校) 芳田中学校	平成28年4月からクレームを受けた教職員が正確な日時、相手、内容をメモし、教頭へ報告して記録に残すよう徹底している。内容によって全教職員に報告内容が共有できるようにシステム化した。

平成27年度包括外部監査結果に対する措置通知

平成28年9月30日現在で改善措置を講じた事項

【意見事項】

番号	対象部局	担当課	監査項目	監査結果	補足情報 (学校園名等)	措置内容
1	教育委員会	学事課	全体02 教育, 保育に係る行政体制は合理的か	本市の小学校, 中学校の正規職員率は, それぞれ20政令市の平均値を下回っており, 小学校においては13位, 中学校においては19位と低くなっている。 将来的には, 県費負担教職員の給与負担は岡山県から本市に移譲される予定ではあるものの, 義務教育の重要性と学校問題の是正等のため, 正規職員率の向上に向けた協議を岡山県と行うとともに, 本市の予算措置を講じるなど改善を検討すべきである。		平成28年度から岡山市で採用選考試験を実施し, 関係部局と協議しながら, 適切な正規職員数を確保するよう計画的な採用を開始している。
2	教育委員会	学事課	全体02 教育, 保育に係る行政体制は合理的か	事務職員についても, 教諭等と同様, 将来的には, 県費負担教職員の給与負担は岡山県から本市に移譲される予定ではあるものの, 義務教育の重要性と学校問題の是正等のため, 正規職員率の向上に向けた協議を岡山県と行うとともに, 本市の予算措置を講じるなど改善を検討すべきである。		平成28年度から岡山市で採用選考試験を実施し, 関係部局と協議しながら, 適切な正規職員数を確保するよう計画的な採用を開始している。
3	教育委員会	学事課	全体02 教育, 保育に係る行政体制は合理的か	本市は, メンタル面が原因で病欠になっている教諭について, その原因(職場環境, 悪質クレーム, ハラスメント, 過重労働等)を分析, 検討するとともに, 職場環境, 悪質クレーム等につき相談を受理して対応する部署と内部報告窓口を整備して, 初動対応を充実させて, 可能な限り再発を防ぐべきである。		指導課内に学校問題相談窓口を設置し, 対応している。 また, ストレス相談や復職支援などとともに, 今年度からはストレスチェックも行い, より充実した対応を実施している。
4	教育委員会	生涯学習課	全体12 学校のPTA 会計・学校徴収金等に関する財務事務は適正か	学校におけるPTA 会計に関しては, ①学校が集金だけを行っているケース, ②学校が通帳の管理まで行っているケース, ③学校が通帳の金銭の出し入れまで行っているケース, ④学校がPTA 総会の資料づくりまで行っているケースなどさまざまなケースが見られた。 学校園やPTA にはさまざまな沿革があるので, PTA 会計の取り扱いをあえて統一する必要はないが, 公務として教職員が行う部分の財務事務については, その事務が適切かどうか学校長には確認・指導する責務がある。 したがって, 各学校におけるPTA 会計の財務事務について, 学校長はその状況と方法を把握しておくべきである。		小学校長会・中学校長会において, 学校長に対しPTA会計の財務事務の状況と方法を把握するよう指導するとともに文書を通知した。
5	教育委員会	生涯学習課	全体12 学校のPTA 会計・学校徴収金等に関する財務事務は適正か	本市の校納金等取扱手引におけるPTA 会計は, 学校教育活動に必要な経費であることと, 学校という公の施設において会計処理が行われることを直視して, より公費に準じた性格の経費としての位置付けを行うべきである。		小学校長会・中学校長会において, 学校長に対し適切な財務事務を行うよう指導するとともに文書を通知した。
6	教育委員会	保健体育課	全体15 学校給食費は適正か	児童・生徒が卒業後は連絡が取りにくく, 消滅時効の援用を受ける機会が事実上なくなるものの, 時効の援用がない以上は不納欠損処理は行うべきではない。	未収給食費の不納欠損処理	消滅時効の援用がない限り不納欠損処理を行わないことは, 平成26年3月に作成した「学校給食費の取扱いに関する手引」に記載しており, 適正な事務手続きを行うよう引き続き学校へ周知徹底する。

【意見事項】

番号	対象部局	担当課	監査項目	監査結果	補足情報 (学校園名等)	措置内容
7	教育委員会	保健体育課	全体15 学校給食費は適正か	各学校において、未収給食費の管理方法がばらばらなので、本市は未収給食費の管理マニュアルを見直し、学校現場での督促指導の強化のための方策や法的措置をとる基準と方法、不納欠損処理の手続を統一すべきである。	未収給食費の不納欠損処理	学校において適正に統一的な給食費の債権管理が実施できるよう、平成26年3月に「学校給食費の取扱いに関する手引」を作成したところであり、引き続き、手引による事務処理を行うよう各校へ周知するとともに、当該手引が有効に活用されるよう努める。
8	教育委員会	保健体育課	全体15 学校給食費は適正か	学校の給食費の人件費で検討した場合、平成26年度では直営に比べて民間委託の方が1食当たり単価で67円安くなっている。 経費削減の観点から、本市は給食の民間委託をさらに進めるべきである。		平成20年1月の岡山市学校給食運営検討委員会からの「学校給食の在り方について」(提言)に基づき、民間委託割合60%とし、正規職員の退職者数等の状況や業者評価等を勘案しながら民間委託を推進するとともに、直営校においてはパート調理員を導入するなど、今後も継続して経費削減に努める。
9	教育委員会	保健体育課	全体15 学校給食費は適正か	保護者負担1食当たりの給食の単価については、さまざまな原因が考えられるが、本市はかかる単価の差異の原因を十分に検討して、その差異がなるべく少なくなるような対策を検討すべきである。		保護者負担額の違いは、食材は基本的には学校給食会から調達しているが、それぞれの学校(給食センター)が地域の特色を活かした献立内容にしたり、食育の一環の地産地消で地元生産者からの直接購入や自校炊飯を行っていることや、児童生徒数により使用する燃料費が異なること等が要因である。引き続き、各校の給食費執行状況を精査して必要に応じて各校へ適切に執行するよう指導に努める。
10	教育委員会	保健体育課	全体15 学校給食費は適正か	児童には、食育も含めて、給食が教育の一環として理解して成長できるよう、保護者の同意を得つつ、地産地消も可能な限り導入する方向で、本市は学校を指導すべきである。		地場産物の使用割合が増えるよう、岡山市学校給食会、農業委員会と連携するとともに、引き続き、学校に対しては食育に取組む中で一層地産地消に取り組むよう周知に努める。
11	教育委員会	保健体育課	全体15 学校給食費は適正か	本市は、なぜ給食費の繰越金が残ったかの原因を明らかにして、繰越金ができるだけ生じないように指導すべきである。		平成28年5月の学校栄養士の全体事務連絡会において、各学期末には給食会計の収支報告を校長等管理職へ行い、必要以上の繰越金が生じないように周知した。今後も各校の給食費執行状況について精査し、必要に応じて各校へ適切に執行するよう周知徹底する。
12	教育委員会	指導課	全体27 子どもに係る諸機関は有効に機能しているか	南区南福祉事務所は、北区北福祉事務所の約2.7倍の相談延べ回数となっている。 地域によって相談への対応に差が出ないよう配慮が必要である。	子ども相談主事(福祉事務所に配置)の相談件数	相談への対応に地域差が出ないよう、毎月の研修等により、対応力の向上に努めている。

【意見事項】

番号	対象部局	担当課	監査項目	監査結果	補足情報 (学校園名等)	措置内容
13	・教育委員会	・指導課 ・保健体育課	個別05 保護者負担金について、納品書、請求書、領収書等の記載は適正になされているか	<p>そもそも納品書は、学校園が発注したものが正確に納品されているか検収、確認するものである。</p> <p>宛名がない、業者印がない、日付がないといった納品書は、本当に納品があったのか、違う物品が納品されたのではと疑われる可能性がある。過去岡山市でも、市が発注したものを個人的に使用して刑事事件になった事件は記憶に新しい所である。</p> <p>請求書は、納品された物品の支払金額が正しいか確認するものである。宛名がない、業者印がない、日付がないといった請求書は、請求金額が正しくない、すなわち過大請求されているのではないかと、支払いに充てずプールしているのではと疑われる可能性がある。</p> <p>領収書は、確実に支払ったことを支払先が証明するものである。宛名がない、業者印がない、日付がないといった領収書は、業者は支払いを受けていないのではないかと疑われる可能性がある。</p> <p>以上のとおり、納品書、請求書、領収書は入手する目的がそれぞれ異なるものであり、宛名、業者名と業者印、日付、但し書きなどの形式がある正規の納品書、請求書、領収書を入手することは当然であり、極めて重要である。</p> <p>したがって、本市の学校園では、上記の形式を備えていない納品書、請求書、領収書は受け取らないように指導を徹底すべきである。</p>		<p><指導課> 「岡山市立学校校納金等取扱手引」に「公費に準じて厳正で効率的、かつ、透明性のある処理を行う」ように示しており、各学校において、同手引に示しているとおりに運用されるよう、校長会で周知徹底を図る。</p> <p><保健体育課> 平成28年5月の学校栄養士の全体事務連絡会において、金銭出納簿等の関係帳票類について定期的に照合するなど、適切な給食会計処理を行うよう周知徹底した。今後も、岡山市学校校納金等取扱手引や学校給食事務の手引きに従い運用されるよう努める。</p>
14	教育委員会	就学課	個別18 学校において、修学旅行、学校指定物品の購入等は適正になされているか	<p>修学旅行検討委員会については、経費、行程等を含め、それぞれの学校の実状に最もふさわしい修学旅行の在り方について保護者の意見や要望も反映させつつ、調査研究する機関を設置すべきである。</p> <p>このため、連合方式においても、学校内で保護者の意見等を反映させつつ検討できるよう校納金等取扱手引の表現を明確にすべきである。</p>	校納金等取扱手引に規定されている修学旅行検討委員会と本市主流の校長会が中心の連合方式に関する扱い	修学旅行検討会について、連合方式を実施している小学校においても各学校の保護者の意見を十分反映し検討するように各学校へ周知しており、「岡山市立学校校納金等取扱手引」には改正に際してその旨記述を追加することとした。
15	教育委員会	就学課	個別18 学校において、修学旅行、学校指定物品の購入等は適正になされているか	修学旅行検討委員会や学校指定物品選定委員会においては、議事録を作成するよう校納金等取扱手引の記載を改めるべきである。		修学旅行検討委員会議事録を作成するように各学校へ周知しており、「岡山市立学校校納金等取扱手引」には改正に際してその旨記述を追加することとした。
16	教育委員会	中山小学校	個別01 小・中学校において、給食費の徴収、支出は適正か	平成26年度末時点で、未収金が発生していた。	(市立小学校) 中山小学校	学校徴収金について、保護者に説明し理解を求めるなど未収金が発生しないよう努めている。未収金が発生した場合は、転校・卒業等に関わらず、保護者に対して時効が成立するまで継続して督促を行っている。
17	教育委員会	御南小学校	個別01 小・中学校において、給食費の徴収、支出は適正か	未収金が発生していた。 事務負担が大きいと、児童手当を直接預かって天引きすべきである。	(市立小学校) 御南小学校	学校徴収金について、保護者に説明し理解を求めるなど未収金が発生しないよう努めている。また、未納の保護者に対しては、督促状を渡したり、家庭連絡を継続して行っており、未収金が高額となっている保護者には、分納計画書について説明し、提出を求めている。

【意見事項】

番号	対象部局	担当課	監査項目	監査結果	補足情報 (学校園名等)	措置内容
18	教育委員会	就学課	個別29 学校園の現場におけるガバナンスは機能しているか	校務支援システムにより、紙媒体の資料が電子化されたことで、かえって現場の負担が増えているとのことであった。 また、通知表の印刷などは、特定の時期に集中してプリンターを使用するため、事務負担だけでなく、プリンターが頻繁に壊れる原因となっていた。 校務支援システムについて、現場の負担感のない便利な運用方法を検討すべきである。	(市立小学校) 御南小学校	校務支援システムの導入2年目である平成28年度からは、ユーザーのスキルが向上し、また追加機能導入により使いやすさも向上したため、ヘルプデスク等への問い合わせも減少し、運用上の混乱も見られなかった。よって校務支援システムの安定運用により、現場の負担を減少させていると判断している。
19	教育委員会	鯉山小学校	個別18 学校において、修学旅行、学校指定物品の購入等は適正になされているか	選定委員会には、保護者代表者は参加していなかったが、長く使う比較的高い物品(絵の具セット等)については、PTA 役員を呼んで意見を聞くなどしていた。	(市立小学校) 鯉山小学校	ドリル等の補助教材選考委員会や算数セット、絵の具セット等の教材選定委員会にPTA執行部を中心とした保護者代表を招き、選考基準をはっきり知らせるようにした。
20	教育委員会	岡南小学校	個別01 小・中学校において、給食費の徴収、支出は適正か	未収金が発生していた。	(市立小学校) 岡南小学校	学校徴収金について、保護者に説明し理解を求めるなど未収金が発生しないよう努めている。未収金が発生した場合は、転校・卒業等に関わらず、保護者に対して継続して督促を行っている。
21	教育委員会	岡南小学校	個別03 保護者負担金(給食費を除く。)の徴収は適正か	教材費について、未収金が発生していた。	(市立小学校) 岡南小学校	学校徴収金について、保護者に説明し理解を求めるなど未収金が発生しないよう努めている。未収金が発生した場合は、転校・卒業等に関わらず、保護者に対して継続して督促を行っている。
22	教育委員会	石井小学校	個別03 保護者負担金(給食費を除く。)の徴収は適正か	学年会計を無理に繰越0円にしていた。	(市立小学校) 石井小学校	学年会計は、学期ごとに会計の状況をチェックし、計画的に処理するように周知徹底した。また、必要に応じて翌年度に繰り越せることを校内で共通理解した。
23	教育委員会	清輝小学校	個別01 小・中学校において、給食費の徴収、支出は適正か	未収金が発生していた。	(市立小学校) 清輝小学校	学校徴収金について、保護者に説明し理解を求めるなど未収金が発生しないよう努めている。未収金が発生した場合は、転校・卒業等に関わらず、保護者に対して継続して督促を行っている。
24	教育委員会	清輝小学校	個別08 保護者負担金を、校長、園長等が立て替えていないか	宿泊研修に転校児童が参加するかどうかの確認ができていなかったが、参加するものとしてその費用を教頭が立て替えていた。	(市立小学校) 清輝小学校	転校児童の保護者には、事前に宿泊行事について説明し、参加の有無を明確に確認することとした。
25	教育委員会	就学課	個別29 学校園の現場におけるガバナンスは機能しているか	校務支援システムの導入により、事務負担が非常に増え、超過勤務が生じているとの意見があった。 校務支援システムについて、現場の負担感のない便利な運用方法を検討すべきである。	(市立小学校) 牧石小学校	校務支援システムの導入2年目である平成28年度からは、ユーザーのスキルが向上し、また追加機能導入により使いやすさも向上したため、ヘルプデスク等への問い合わせも減少し、運用上の混乱も見られなかった。よって校務支援システムの安定運用により、現場の負担を減少させていると判断している。
26	教育委員会	岡山中央小学校	個別01 小・中学校において、給食費の徴収、支出は適正か	給食費の未収金が発生していた。	(市立小学校) 岡山中央小学校	学校徴収金については、保護者に説明し理解を求めている。また、未収金のある卒業生の保護者に対して継続して督促を行っている。

【意見事項】

番号	対象部局	担当課	監査項目	監査結果	補足情報 (学校園名等)	措置内容
27	教育委員会	岡山中央小学校	個別03 保護者負担金(給食費を除く。)の徴収は適正か	PTA 会費で未収金が発生していた。	(市立小学校) 岡山中央小学校	学校徴収金については、保護者に説明し理解を求めている。また、未収金のある卒業生の保護者に対して継続して督促を行っている。
28	教育委員会	富山小学校	個別01 小・中学校において、給食費の徴収、支出は適正か	給食費の未収金が発生していた。	(市立小学校) 富山小学校	学校徴収金については、保護者に説明し理解を求めている。集金期日に遅れる保護者には、担任や教頭から個別に納入依頼を行っている。未収金が発生した場合には、転校・卒業等に関わらず、保護者に対して継続して督促を行っている。
29	教育委員会	・指導課 ・生涯学習課	個別03 保護者負担金(給食費を除く。)の徴収は適正か	平成25年度以降、毎年、教材費の未収金が発生していた。校納金の未納金問題に多くの労力を要し、年々その割合が増しているため、行政上の支援を考えるべきである。	(市立小学校) 富山小学校	「岡山市立学校校納金等取扱手引」に基づき、適切な事務処理を行い未収金の解消に努めるよう校長会等の機会を活用して周知徹底を図ることとした。
30	教育委員会	可知小学校	個別01 小・中学校において、給食費の徴収、支出は適正か	給食費の未収金が発生していた。また、転校したことで集金することができなくなったため、平成25年度に一定額の未収金を放棄していた。	(市立小学校) 可知小学校	学校徴収金について、保護者に説明し理解を求めるなど未収金が発生しないように努めている。未収金が発生した場合は、転校・卒業等に関わらず、保護者に対して継続して督促を行っている。
31	教育委員会	可知小学校	個別03 保護者負担金(給食費を除く。)の徴収は適正か	学年会計で、未収金が発生していた。また、転校したことで集金することができなくなったため、平成25年度に未収金を放棄していた。	(市立小学校) 可知小学校	学校徴収金について、保護者に説明し理解を求めるなど未収金が発生しないように努めている。未収金が発生した場合は、転校・卒業等に関わらず、保護者に対して継続して督促を行っている。
32	教育委員会	福浜小学校	個別03 保護者負担金(給食費を除く。)の徴収は適正か	平成26年度の校納金の未収金及び過年度の未収金が発生していた。	(市立小学校) 福浜小学校	学校徴収金について、保護者に説明し理解を求めるなど未収金が発生しないよう努めている。未収金が発生した場合は、転校・卒業等に関わらず、保護者に対して継続して督促を行っている。
33	教育委員会	芳明小学校	個別06 現金の収入と管理方法は適正か	夏祭り、秋祭り等に校長等の学校関係者が出席した際に PTA 宛ての謝礼を預かっていた。芳明小学校では、謝礼はPTA に渡しているが、直接PTA が受け取るべきであり、校長は現金收受のリスクがあることを踏まえ、現金は預からないようにすべきである。	(市立小学校) 芳明小学校	学校事務に無関係な現金を受け取ったり、預かたりできないことを地域の方々に説明するとともに、学校内においても、学校事務に無関係な現金は、学校では扱わないことを周知徹底した。
34	教育委員会	中山中学校	個別01 小・中学校において、給食費の徴収、支出は適正か	給食費の未収金が発生していた。督促手続は行われており、督促状の写しが保管されていた。	(市立中学校) 中山中学校	学校徴収金について、保護者に説明し理解を求めるなど未収金が発生しないよう努めている。未収金が発生した場合は、転校・卒業等に関わらず、保護者に対して継続して督促を行っている。
35	教育委員会	中山中学校	個別03 保護者負担金(給食費を除く。)の徴収は適正か	教材費及び生徒会費について、それぞれ未収金が発生していた。督促手続は行われており、督促状の写しが保管されていた。	(市立中学校) 中山中学校	学校徴収金について、保護者に説明し理解を求めるなど未収金が発生しないよう努めている。未収金が発生した場合は、転校・卒業等に関わらず、保護者に対して継続して督促を行っている。
36	教育委員会	御南中学校	個別03 保護者負担金(給食費を除く。)の徴収は適正か	給食費の繰越が200万円を超えていた。繰越額についての基準を設けるべきである。	(市立中学校) 御南中学校	繰越金の基準は年度当初に必要な最少額とするよう、平成27年度末から集金額を変更するなど調整した。
37	教育委員会	御南中学校	個別13 公費で購入すべきものをPTA 会費又は保護者会費で購入していないか	図書委員会費でソファを買っていた。	(市立中学校) 御南中学校	公費負担で対応すべき経費と保護者負担で対応すべき経費を適切に区分し、物品購入を行うこととした。

【意見事項】

番号	対象部局	担当課	監査項目	監査結果	補足情報 (学校園名等)	措置内容
38	教育委員会	高島中学校	個別01 小・中学校において、給食費の徴収、支出は適正か	給食費の未納が発生していた。	(市立中学校) 高島中学校	学校徴収金について、保護者に説明し理解を求めるなど未収金が発生しないよう努めている。未収金が発生した場合は、転校・卒業等に関わらず、保護者に対して継続して督促を行っている。
39	教育委員会	芳田中学校	個別03 保護者負担金(給食費を除く。)の徴収は適正か	生徒会会計の残高が平成27年3月31日現在、平成26年度の支出額より多くなっていた。増加したのは、平成23年度から平成25年度までで、生徒会費の用途が限られているため支出が少なかったことが要因となっている。監査対象年度の平成26年度は増加していない。 生徒会費を一時的に徴収しないか、生徒に返金する等の措置を取り保護者の負担を軽減する必要がある。繰越額についても基準を設けるべきである。	(市立中学校) 芳田中学校	生徒会費の繰越金は、生徒総会で創立40周年に向けて「生徒会の活動記録を残す取組み」に使用することで了承された。繰越金の基準については、次年度当初に必要な最少額とするよう年度末までに集金額を変更するなど調整するように努めることとした。
40	教育委員会	芳田中学校	個別03 保護者負担金(給食費を除く。)の徴収は適正か	学校校納金の通帳に平成27年3月31日現在、累積した利子残高が見られた。学校校納金の利子の取扱いについて、市全体で明確にし、利子残高が累積しないようにする必要がある。 公金なら本市のお金だが、校納金は準公金で、保護者のお金といえなくもない。生徒のために使用すべきか、保護者に返金すべきか、利子の取扱基準を明確にすべきである。	(市立中学校) 芳田中学校	保護者負担で対応すべき経費として徴収した金銭の預貯金に係る利子については、少額で保護者へ均等に返金することは不可能なため、生徒が共有して使用する教材等の購入費用に充てることとし、平成28年6月のPTA執行部会で利子の取扱いを説明し、了承を得た。また、次年度の総会で購入教材について報告することとした。